

第三十八回国会
衆議院
商工委員會議録
第十三号

昭和三十六年三月十五日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事内田 常雄君 理事小川 平二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

有馬 英治君 小沢 辰男君

神田 博君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 首藤 新八君

中垣 國男君 野田 武夫君

林 博君 原田 憲君

村上 勇君 早稻田朝石二門君

岡田 利春君 加藤 清二君

小林 ちづ君 多賀谷眞稔君

中村 重光君 西村 力弥君

渡辺 悠蔵君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 椎名悦三郎君

出席産業大臣 始関 伊平君

出席政府委員 砂原 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

通商産業政務次 官 格君

参考(全国相互銀行 寿原 九郎君 協会会長) 専門員 越田 清七君

三月十四日

有明海開港促進法案(井手以誠君外 二十一名提出、衆法第一一六号) は本委員会に付託された。

三月十四日

石炭産業振興対策確立に関する陳情書(美唄市議會議長表猛雄(第四四九号))

同(歌志内市議會議長染谷政志(第四四九号))

同(佐賀県杵臼郡江北町議會議長井崎日出次(第四八四号))

同(東京都新宿区市ヶ谷河田町九番地原茂(第四八五号))

同(東京都新宿区市ヶ谷河田町九番地日本炭鉱労働組合代表原茂(第五七二号))

同(佐賀県東松浦郡厳木町議會議長大場義雄(第五七三号))

同(公共料金の引上げ中止に関する陳情書(東京都千代田区富士見町二丁目三番地榎田ふき(第四五一号))

同(茨木市議會議長抱清一郎(第五一一号))

同(津市議會議長岡村末次郎(第五七一号))

同(公共料金の引上げに関する陳情書(岩和田市議會議長古石長三郎(第四五一号))

同(西宮市議會議長中筋勘治郎(第一五二二号))

公共用水域の水質保全のための経費増額に関する陳情書(大分県議會議長小林政治(第四五六号))

東北地方の開発促進に関する陳情書(仙台市勾当台通二十七番地宮城郡町村議會議長中川清(第五一三三号))

公共料金の値上げ反対に関する陳情書(大阪府都島区都島本通五丁目五番地関西主婦連合会長比嘉正子(第五四七号))

同(布施市議會議長天野清隆(第五四八号))

同(名古屋市中区和区鶴舞町四十三番地の一公共料金の値上げ反対愛知県主婦大会議長代表飯田きぬを(第五四九号))

同(吹田市議會議長奥清(第五五〇号))

豊州炭鉱被災死没者救済作業における保安対策確立に関する陳情書(福岡県議會議長野見山清造(第五七四号))

対雪基本法制定促進に関する陳情書(三重県議會議長小久保久吉(第五七六号))

中小企業対策確立に関する陳情書(東京都議會議長村田守之吉外九名(第五九四号))

石炭産業振興対策確立等に関する陳情書(東京都港区芝区芝公園日本労働組合総評議會議長太田憲外一名(第五九五号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二二号)

鉱業に関する件(炭鉱災害に関する問題)

○中川委員長 これより会議を開きます。

この際委員長よりお知らせ申し上げたいことがございます。長い間本委員であられた渡邊本治君が、昨十四日ガ性腹膜炎のため逝去されました。つしんで哀悼の意を表したいと存じますが、その方法等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御了承願います。

○中川委員長 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案を一括して議題として審査を進めます。

本日は特に四法案審査のため、参考人として商工組合中央金庫理事長北野重雄君、全国相互銀行協会会長寿原九郎君の両君が御出席になっておりま

す。なお説明員として、国民金融公庫

総裁中村建城君、中小企業金融公庫総裁森永貞一郎君、中小企業信用保険公庫理事長山本茂君の三君が御出席になつております。

この際以上の方々それぞれ業務の概況の説明及び四法案に対する御意見を聴取することにいたします。

なお委員各位に申し上げますが、全国相互銀行協会会長寿原九郎君より、所用のため、できれば早く退席したいとの申し出がありましたので、同君に対する質疑は先にお願いたしたいと存じます。

○田中(武)委員 議事進行で申し上げたいと思います。相互銀行の寿原さんに先に意見を述べていただいて、それに対して質問を先に行いたいと思

います。

○中川委員長 それではまず寿原参考人にお願いたします。寿原参考人。

○寿原参考人 私、全国相互銀行の協会長をしております寿原九郎でございます。今日この委員会に出席いたしまして、現在審議中の四法案につきまして、私の考え方を申し上げることを非常に光栄と思つております。

日本経済が非常に順調な成長を遂げておるの、非常に喜ばしいことでございまして、中小企業は、必ずしも大企業と歩調を合わせて企業の合理化、近代化が進められ、生産性が向上しておるとは考えられないのであります。

こういう機会に、こういう法案が審議されておるといふことは、非常に喜ばしい次第でありまして、一日も早くこの法案が法律として生まれて、そうして

潤沢な資金が流れ、また信用補充が強化されることを心から希望しておるような次第でございます。

この機会に相互銀行の概況につきまして御説明申し上げたいと思ひます。相互銀行は昭和二十六年の十月相互銀行法によりまして従来の無尽会社が転換したものであります。その後非常に順調に業務が進展して参つたのであります。転換した当時預金、掛金合計、いわゆる資金量は千二百三十七億であつたのが、去年の十一月一兆円を突破したのであります。ことしの十月で満十周年になるのであります。十年を出ないで一兆円を突破したということは、大衆が相互銀行を十分認めたということ、また相互銀行として金融界に相当重きをなすに至つたので、われわれの責任も非常に重大になつてきたというふうに考へておるような次第でございます。

そこで、お手元にも資料を差し上げてございまして、去年の十二月の末の相互銀行の状況を申し上げますと、相互銀行は現在七十二行ございまして、店舗数が二千四百八十五でございまして、行員数は五万九千五百十五名になつております。そうして預金、掛金、いわゆる資金量は一兆八百四十三億二千八百万円という数字になつております。行員一人当たりの資金量は千八百二十一万九千円、この数字は地方銀行、都市銀行と比較いたしましたまだ低いのでございます。一方融資量は九千五百二十七億円になつておりまして、貸し出しの一件当たりの金額は六十四万三千円という非常に小さい金額で、これも地方銀行、都市銀行と比較いたしますと非常に低いといふこ

とは、いかに零細金融をやつておるかということがはっきりわかるわけでございます。なお、日本銀行との取引をしておる銀行は、現在七十二行のうち三十二行でありまして、その三十二行のうち蔵入代理店を許可されておるものが十六行になつておるような状況でございます。そのほか代理業務といたしましては、中小企業金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、医療金融公庫あるいはまた日本興業銀行、日本長期信用銀行、日本不動産銀行等の代理業務もやつておるような状況であります。

現在相互銀行の企業の合理化あるいは近代化をなす一歩はかりまして、大衆にほんとうに相互銀行を喜んで利用していただくというような状況になるように努力を重ねつつあるような状況でございます。

どうぞ各位におかれましては、相互銀行の育成強化につきまして一そうの御援助、御支援をちょうだいいたしたいと存する次第であります。

まことに簡単でございますが、以上申し述べまして、相互銀行の概況を説明申し上げた次第でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。以上で寿原参考人の御意見の陳述は終わりました。同君に対し質疑の通告がありますので、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 寿原参考人が時間の都合で急がれるといふことでありまして、本来ならば皆さんの意見を伺つてから逐次関連をいたしまして質問したい、こう考へておりましたが、そのようなことで先に寿原さんだけに御質問するということになりましたので、その關係上、他の参考人の方に御意見を

聞く前に御質問をするという格好になつておることをお許し願ひたいと思ひます。最初に中小企業金融公庫の森永総裁にお伺ひしたいのですが、中小企業金融公庫の代理店としての相互銀行が占める割合はどの程度であるのか、そういう各代理店としての一般市中銀行と相互銀行との他といったように資金ワケを一つ分けて言つていただきたいと思います。国民金融公庫の中村総裁にも同じことをお伺ひしたい。

○森永説明員 十二月末の中小企業金融公庫代理店金融機関別の貸付の割合を申し上げますと、相互銀行は二〇・一%でございます。他の各種金融機関の割合もあわせて申し上げますと、都市銀行が二〇・六%、地方銀行が二四・一%、信託銀行が〇・三%、長期信用銀行が一・五%、信用金庫が二七・六%、これが一番大きな割合を占めております。信用組合が一・七%、商工組合中央金庫が四・一%、以上のような構成に相なっております。

○中村説明員 国民金融公庫におきましては代理店数の数が全体で約七百五十でございますが、主たるものは信用金庫でございます。相互銀行は現在約店舗数は二割弱でございます。それから代理店として直接貸しとの比率が現在残高におきまして大体三対一、二割五分が代理店貸し、七割五分が直接貸しになつておりますが、正確な数字はここに持つておりませんが、相互銀行の占める割合は二割五分の二割弱といふことになつておると思ひます。

○田中(武)委員 寿原参考人にお伺ひしたいのですが、実はきのうの当委員会におきまして、相互銀行が中小企業金融公庫等の代理店として代理貸しをせられる場合に、いわば政府の資金であるこれを貸し付けられる場合においてすら歩積両建制度をとつておられる。そういうことが問題になつたわけですが、現在相互銀行はこれは当然の事実だと思ふのです。歩積両建制度はどのようなことでやつておられるのか、あなたの方でつかんでおられる情勢を一つ話していただきたいと思います。

○寿原参考人 今御質問がございまして、協会の協会は、明細の程度で歩積をとおるのか、明細なデータはとおらないのか、ありますが、そういう御質問があつたということは非常に残念でございます。私どもとしてはなるべくそういう両建になるというところは、中小企業者にとつて非常な不利な状況でありますから、できるだけそういうようなことを避けていきたいと思ひます。しかしながら代理貸しをし、あるいは貸付をしたような場合に、その企業がだんだん伸展しまして、そうして余つたお金を預金するといふようなケースはたびたびあり得ると思ひます。協会としましてはできるだけそういう点について自粛するように努めて参りたいと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 協会とその会員であるところの相互銀行の關係はどういう關係になりますか。すなわち協会から単位相互銀行に対して、ある程度の監督といふことが、指導あるいは調整ということができるようになっていくのですか、できないのですか。

○寿原参考人 協会としましては、相互銀行の利益代表といったような形でありまして、監督しまして、そして相互銀行の経理内容までタッチして、これをどうしようといふようなところまでの強いことはできないような状況で、抽象的に全般的な数字をまとめまして、こういうようなやり方が好ましいといふようなことの指導をやりまして、一々各行をつかまえて、その内容についてどうしろこうしろということはないかなかできたい状況になつております。

○田中(武)委員 協会として、もちろん監督はできないとしても、いわゆる業務の指導といふことが、そういうことにはできるのじゃないですか。

○寿原参考人 今お話がありましたように、いろいろなデータを集めて、そしてほんとうに好ましい形に指導はしておるのでございます。

○森永説明員 ただいま私どもの代理店たる相互銀行のあり方について御質問がございました。私どもも、貴重な政府資金を中小企業者のために融資いたしておるわけでございますので、かりそめにもこの貸付が歩積両建、その他当該代理店のもつぱらの利益のために利用されることがないようにといふ点は非常に気をつけて監督をいたさなければならぬ問題でございます。常日ごろ各店舗を通じてそういう指導をいたしておりますし、また六百二十六、これは相互銀行だけでございまして、全体の代理店の数でございますが、この代理店につきましても、少なくとも二年に一ぺん、成績の悪いところは毎年いわゆる監査を実行いたしまして、ただいま御指摘のような事態が起らないようにということに厳重に指導しておりますが、遺憾ながらたまにはそういう事例が見受け

られることは事実でございます。しかし非常に数多くそういう事例があるわけではございません。貸し付けましたものが一部預金で残留しておるとかなんとかという事例を見受けることもありますが、かかるといふ場合には、私どももいたしましては厳重に処置いたしました。即刻償還を命ずる等、厳重な処置を実行いたしました。なるべくそういう事態が起らないように監督をいたしておりますことだけを補足して御答弁申し上げます。

○田中(武)委員 今森水総裁からそういう御意見がありました。事実はたまたまではなしに、それが往々にある。往々ではなしに、常に行なわれておる。いかにおっしゃられようともこれははつきりした事実なんです。先ほどの皆さんの御意見を聞いておりますと、相互銀行が中小企業、ことに零細企業金融において果たす役割は大きいと思うのです。中小企業金融庫の資金のうちでも、やはり二〇%以上を抜けておるわけですか。ところが、きのう委員会においても申し上げましたが、これが中小企業金融庫法の精神に沿ってほんとうに運用せられていないわけですか。相互銀行に対してはこの前、去年でしたか、協会からどなたか忘れたが来ていただいたときに、相当強い意見を申し述べたはずですが、ところがその後何ら改まっていなかったわけですか。たとえば相互銀行を窓口として中小企業金融庫の金を借りるように入れたとしましょう。まずあなたの方の相互銀行は、自分の今までの営業という上立って、貸すか貸さないかをきめる。そうするならば、中小企業金融

の資金、すなわち政府の資金をもつて商売しておられるわけですか。政府は御丁寧にこれに対して保証協会の保証までつけておられるわけですか。そして金を貸すときに利息の天引きをする。あるいは公正証書の手数料とか、調査料とかいう名義で金をとっておる。調査料といふようなことは当然銀行の業務じゃないですか。それは調査料をとるということはどういうことなんでしょうか。そのために、この前も私は申し上げたのですが、相互銀行で金を借りておると、天引きをせられるとか、いろいろな手数料というふうな名目で金をとられる。その上に両建制度とか、いろいろな制度で取り立てられるので、一体金利が何ぼについておられるかわからぬというのが実情じゃないですか。あなたは利息制限法のあることは御存じでしょう。利息制限法の第二条には、利息の天引きの問題についての規定があります。第三条にはみなし利息というものの条文がございます。いかなる名義をもつてするとも、そういうものは全部利息とみなすということになっておるのです。相互銀行は利息制限法超過の利息をとっていることは明らかです。これを監督するのは大蔵省の銀行局であらうと思いますが、中小企業金融庫も代理所としての指定をしている関係上、責任はあらうと思います。また相互銀行の元締めといいますが、親睦会的なものだと思ふのですが、その協会としても、あなたの立場からの責任もあらうと思ふのですが、実際相互銀行がどんなことをやっておられるか、あなたは知らないはずはないと思うのです。手数料、調査料、そういういったもので金をとっておるのか、とて

おられないのか、あなたの知っておられるところを聞きたいと思ふのです。

○寿原参事人 今いろいろおしかりをこう言ったのですが、この前のときには常務理事の藤本というのが参りまして、いろいろの御忠告をちょうだいしたような次第であります。その後私も御意見に従いまして、なるべく中小企業者に損害のかからないように、負担が少なくなるように努力をして参っております。従って、今御指摘の手数料であるとか、そういうようなものはその後なるべくとらないようにして参っております。また金利の点につきましても、逐次下げるように企業努力をしておるのですが、実際において三十三年上期あたりは平均金利は二銭八厘八毛くらいであったわけですが、それが逐次下がりまして、今二銭七厘二毛二条になっております。そういうように、毎年少しずつ金利を下げております。もちろんこれは長期金利と短期金利とを含めたもので、短期金利あたりは二銭二、三厘、長期の一年以上のものは二銭三、四厘、三厘をこえるものがあります。けれども、そういうものは努力は進めておりますが、きょう御忠告がありましたので、なお一そうそういう点に努力を払って、中小企業者に負担をかけないようにしたいと思ふいます。御了承を願いたいと思ふいます。

○田中(武)委員 今あなたは利息は二銭七厘何毛とかおっしゃったが、これはあくまで名目的な利息だと思ふのです。実際の借りた金に対してどうとおるのかというところ、決してなまやさしいものではないと思ふ。たとえば公正証書の手数料、調査費、こういう名目で金をとっている。あるいはそのうちの何割かを強制貯金をせしめる。これが両建制度です。そしてまた何カ月分の利息を天引きする。こういうことで、利息制限法を先ほど私は読みましたが、この精神は、実際債務者が受け取った金に対して、どういう利息になるかを定めておる法律なんです。それで計算した場合、日歩十五銭にもつくという場合があるのです。ないというならば、私は実例を申し上げてもいいと思ふのです。今あなたは、この前に事務理事が何かが来られていろいろ意見を聞かれた、こうおっしゃいます。なるほどわれわれ強く申し上げました。ところがそのことに對して、あなたの方の機関誌で後日反駁しておられましたね。何ら反省することなく、私と今とはなくなりまして小林委員とで質問したわけですが、私の質問に對しては、田中委員の高利貸論に反駁するという記事を機関誌に出しておられました。どこに反省の色があるのか、こう言いたいのであります。私そのときに申し上げました。相互銀行はなるほどこのごろ近代化しておる、こうおっしゃったのですが、近代化しておるのは建物だけなんです。中は依然として昔の無尽制度そのままです。今日にして改めなければ、われわれとしても考えなければならぬと、この前申し上げたのであります。ところがその後何ら改まっていなかった。そこで相互銀行協会として何らできないとするなら、われわれは次の機会にこの場所で大蔵省の銀行局関係の人も来てもらって、相互銀行法の改正並びに利息制限法との関係、大蔵省の監督の関係等を追究し、今日までの相互銀行のあ

り方については、抜本的に変えていかなければならぬと考へておるわけですか。

今からあなたに聞いてみたって知らぬ存ぜぬでは仕方がないので、質問はいたしません。これで私は終わります。だがしかし今にして改めなければ、われわれは断固として相互銀行と取り組んでいくことだけを申し上げておきます。

○中川委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 私実はこの際全国相互銀行協会についていろいろお尋ねしたいことがたくさんございますが、何かお急ぎのようございませうけれども、私はほんとうはきょうの参考口述については、あなたのところに一番ウエイトを置いて聞きたかったのでございます。

そこでその前におそれ入ります。が、中小企業信用保険公庫理事長の山本さんがいらっしゃるようございませうので、あなたにちょっとお尋ねします。あなたのところの信用保険公庫法が今度改正されるようございませう。特にその前に承っておきたいことは、信用保険が信用保証協会と銀行関係と両方になっておるようございませうけれども、今まであなたのところへ信用保険をかけたまま、かけたその結果のデータをよく存じておられますが、その内容について簡単に御説明願いたい。

○山本説明員 ただいま御質問いただきました相互銀行関係の保証であります。が、件数として――これは昨年九月の数字しか今持っておりませんが、一万九千八百三十七件、金額にして約七百二十億であります。

○加藤(清)委員 それは全体の何%に匹敵しますか。

○山本説明員 全体の約七%に当たります。

○加藤(清)委員 信用保険公庫はかくのごとくにして相互銀行からかけられた不良貸しに対する保証を完済しているわけでございますね。片やかくのごとく国家が不良貸しについての保証をしておると同時に、もう一つは貸し倒れ引当金という保証制度もあるはずでございませう。これは信用保険の方ではございませんけれども、貸し倒れ引当金なるものがあるはずでございませう。

○山本説明員 相互銀行の貸し出しに対しては、国家はある程度万全を期しておるといっても過言でないと思ひます。しかもその保険の占めるパーセンテージは最高である。金額にして七百二十億も保証しておる、こういうことでございませう。にもかかわらず、なお相互銀行におかれましては歩み寄る制度を依然として改めず、中小企業に高金利のはね返りをあえて強制していらっしゃるというゆえんのもの、いずれにございませうか、その点ををはっきりしていただきたいと思ひます。

○山本説明員 相互銀行に対する非難が相当強く出ておりますが、今のうちに数字的にデータを示して御説明できないのは非常に残念に思ひますが、歩み寄る再建の点について相互銀行では非常に多いというふうなお言葉でございませうが、これは私もある程度あるのではないかと思ひております。しかしながらそれを急激に一ぺんに是正するということはなかなかむずかしいので、逐次相互銀行の企業の近

代化、合理化を進めて、できるだけ一歩々々進んで、いい金融機関に育てていきたいという気持ちで一ぱいでございませう。今おっしゃられました点について十分脳裏に入れて、できるだけ早くりっぱな金融機関に成長するようにいたしたいと思ひますから、さよう御了承をお願いしたいと思います。

○加藤(清)委員 もう一度山本さんにお尋ねしたいと思ひますが、相互銀行が保証にかかっている、あなたの方の保証を履行してもらったというそのパーセンテージは、ほかの銀行が保証してもらったというパーセンテージと比較してどのように相違しておりますか。

○山本説明員 委員長、ちょっと時間をかけて下さい。

○加藤(清)委員 それではこれはあとでけっこうでございませう。つまり相互銀行は信用保険に加入した件数も金額も多い上に、なおそれがいわゆる不良貸付となつて、あなたの方から事実保証してもらつたというその件数、そのパーセンテージ、それも最高のはずでございませう。その結果は、もはやこのような保証はかえつてよい結果をもたらさないというところで、このたびの法改正によつてこの面だけは取り消される運命にあるようでございませうが、要は過去においては、そのようないわゆる石橋をたたいて渡す式の貸付が行なわれておりながら、それはど政府から保証を受けながら、なお相互銀行が中小企業金融公庫の金を貸し付ける、あるいは相互銀行そのものの資金を貸し付ける場合の貸し付け方は、他の金融機関と比較いたしてみますと、借り

る中小企業にとつて最も残酷なあり方が行なわれていたわけでございませう。ただいま田中委員もおっしゃられた通りです。それは代表が来られた場合、ここで何べんも改める改めるといふ言葉を繰り返しました。ところが一向改まっていなかつたのが現状のようでございませう。そこで承りたいのは、それが改まらないというネックはいずれにございませうか。銀行内そのものにございませうか、あるいは法律のどこかに不備があるとおっしゃるのでございませうか、その点くらいは一つ明らかにしていただきたいと思います。

○山本説明員 私の感觸を申し上げてみたいと思ひます。先ほどもちよつと概況で御説明申し上げました通りに、行員一人当たりの資金量が千八百二十一万九千円というところは非常に少ないのでございませう。それでほかの金融機関と比較してみますと、三十四年三月のデータですが、相互銀行が千三百万円、信金が千三百四十万円、地銀が二千八百万円、都市銀行が四千八百万円、一人当たりの資金量が非常に少ないということがコスト高になつておるわけですが、それから一方貸し出しの問題ですが、非常に零細な貸し出しでございませう。これも三十四年三月のデータでございませうが、相互銀行が三十八万円、信金が四十九万円、地銀が百十六万円、都市銀行が二百四十九万円、こういうふうな状況になつておるうちに、経費が非常に高くなつておるというふうなことからコストも高い。一方貸し出しの手数も非常にかゝるというところは、よほど合理化というものを徹底的に進めなければならぬ、そういう点で金利を安くするとかなんと

かということ、徐々にしかできないので、一ぺんにはなかなかむずかしい。しかも資金を集めるにはお客様の家へ外務員が一々出かけて、そうして零細なお金をちょうだいしてくるというふうな状況で、そういう点から申しましてコストが高くなる。そういう点を根本的に徐々に直す。そうして資金コストを安くし、今後事務処理についてのもっとも機械化、合理化をやつていきたい、これが私どもの念願でございませう。

○加藤(清)委員 あなたのだんだんの企業努力はよくわかりますが、問題はあなたのところが代理貸しをしていらっしゃる、そこらの中小企業金融公庫の金です。これは何も別に集めて歩くわけじゃないから、コストが高くなるというわけのものでもないでございませう。それを貸し出されまう場合に、過去において再三再四にわたる本委員会の注意を、直接貸し出しの担当官に伝えられたことがございませう。承りたいことは、たとえば私どもが窓口に乗つてみますと、簡単にそういうものはないとおっしゃる、いやさうなことはないはずだ、あなたのところはこれこれ来ているはずだと言ひますと、それは本店でなければわからないとおっしゃる。ここまではごもっともでございませう。ところがこれを貸し出すに当たつてはどう言われるか。取引がないと困ります、こうおっしゃる、必ずおっしゃる、取引を開始して下さいとおっしゃる。そこで百万円を借りるにあつては月々十万円くらいずつを払う。半年くらいたつとようやく百万円貸していただける。ところがなおかつ月々

十万円ずつ入れなければならぬ。一年先には百二十万円預け入れたことになる。借りたのは百万円なんです。これは完全に歩み寄る再建です。また百万円受け取つた場合には、ただいま田中委員が言われた通り、利子是天引きされておる、こういうふうなことで、要は中小企業金融公庫の資金、つまり政府資金をあなたの銀行の営業を拡大するための材料にお使いになる。そういうことを行員はしいられておる。そういう受け取れないのでございませう。決して出先の行員が悪いとは言ひませんが、行員は成績を上げなければならぬのでございませう。そこで一体中小企業金融公庫の法律立法の精神というものを、あなたは行員あるのは支店長級に教育をなさつたことがあるのでございませうか。この中小企業金融公庫法が成立いたしました折に、やはりあなたの方の代表もこゝへ来られまして、首藤新八委員その他大ぜいの同僚議員が質問を試みされた。そのときに、この精神にとらないうちに忠実に履行いたしますというのを、はつきりこの委員会が宣言されておるはずでございませう。過去の金融機関が融資することを困難とした対象に融資するを、もつて本旨とする。これは当時の岡田中小企業庁長官や石井指導部長や、あるいは中野企業局長等々が中小企業を救うにはかくのごとくしなければならぬというので、渾身の勇をふるうと同時に、与野党一致して、中小企業を救うために作つたところの法律でございませう。そのための資金源でございませう。そのためにこそ毎年々々中小企業金融公庫の資金源はふえておるのでございませう。あなたのところの取扱高

もふえてゐるはずでございます。従つて今にしてこの立法の精神にもとるような行為を改められないということであるならば、遺憾ながら私もあなただの金融機関に大切な政府資金をお預けするということについては、いささか疑問を持たざるを得ない、こういう状況に立ち至つておるのでございませう。いづれ詳細についてはまた特別な委員会におきまして質問を試みたいと思ひますが、もはやこのことは私一人の意見ではございせん。本委員会を通じての一致した考え方であらうと思ひてございませう。このことをよく御反省なさつて、相互銀行の末長く発展するの道を求められるように私は要望して質問を終わります。

○田中(武)委員 寿原参考人が急ぐさうですから帰つていただくようにこれで終わりたいと思ひます。私は寿原さんに質問じやないのですが、寿原さんのおるところで一つ森永さんにはつきり聞いておきたいと思ひます。それは先ほど来われわれの申し上げておる意見はお聞きのことだと思ひますが、そのことが實際行なわれておるといふことはあなたも御承知と思ひます。政府の貴重な資金、それを使って中小企業を救うのでなくして、むしろ苦しめておる。しかもそれに對して——これは山本さんにも聞いていただきたいたいが、政府は保証までつけておる。こういうことであつていいものか、こう考へるのです。このような状態が続く限り、森永さん、あなたの方の相互銀行に對する代理店契約は、一べん全部白紙に戻さるだらうですか、そのことについてあなたの決心を聞きたいと思ひます。

○森永説明員 一般的な歩み両建の問題、これにつきましてはなほ各種の金融機関を通じて、いろいろ問題があることは御指摘の通りだと思ひます。私が先ほどお答え申し上げましたのは、直接公庫の貸付に關連してそういうことが行なわれることは、われわれとしては非常に困ることだと思ひます。そういうことはなほいかに嚴重に指導し、また監査その他の場合に、万

一そういう事例が見つかりました場合には、嚴重な処断をいたしておるわけだと思ひます。監査の際には、相互銀行に限りませんが、個々の金融機関によつて成績がさまざまでございませう。その成績の悪い金融機関に對しましては、ひんぱんに監査を行なうと同時に、また直接本店あるいは支店の職員

の指導を行なうというふうなことにございまして、そういう実績が万一ありましたものにつきました。直ちにそれは是正し、また今後再びさうなことがないようにならざるやうなことが、現在の段階でございませう。相互銀行一般として考えますと、言葉返すやうでございませうが、御指摘のやうに公庫の融資に直接關連して歩み、兩建が意識的に行なわれておるといふやうな事實は、私はないことを確信いたしておる次第でございまして、現状におきましてはこれを善導する段階でございまして、代理店契約を取り消すというふうなことは目下のところ考へておりませう。

々相互銀行において、中小企業金融公庫の資金貸付に對してこのやうな事實があつたといふことを具体的にあなた

のところに持つていきませう。その場合は代理店契約を取り消しますか。○森永説明員 直接と申しましたのですが、監査でもなかなか裏の裏まではつかみにくいことは御想像がつくかと思ひます。私も監査の結果発見いたしました事例はもちろん皆無ではございませう。中にはございませう。そういう場合には即刻資金の繰り上げ償還を命じ、また今後かかることがないやうに嚴重に注意をいたしておる段階でございまして、直ちに代理店契約を取り消すかどうか、それにつきましては

なおいまさら今後のその金融機関の事績を見きわめなければならぬ。しばしばかかる事例があるようではございませう。これは断を下して取り消すというやうな問題も、あるいは起こつてこようかと存じますが、現在のところはさうなことを必要とするやうな事例は、私どもとしてはないと考へておる次第でございませう。○田中(武)委員 だから現実にこ

う扱いを受けましたといふ本人を連れてきますよ。その場合は取り消すか、こ

ういふことなんです。それから委員長に希望を申し上げますが、これはわれわれだけでなく、与党の議員さんからも意見が出ておりますが、きよう参考人の方等を前にして、この問題だけをやってゐるわけにいきませう。この中小企業金融公庫の四法案審議中において大蔵当局等

も呼び、相互銀行問題についてじっくりと取り組んで審議をする機会を与えていただくやう要望しておきます。

のだ、こ

ういふことを前もつて是認していることになりはしないか。ですからこ

ういふところを一つ考へてみなければならぬが、そこで寿原さんどうなんですか、間違ひございせんか。これは大へなことなんですよ。あなた方が利息を取れば、何だかんだ、利息だ、調査料だといつて取つておる。二十六万円に對して三十万円の利息を取つておる。これはあなたの方の金賃しなんだからいいかもしれないけれども、目的が違ふのだ。国民の血税を出してあなたの方の行員を食わして、あなたの方だけを豊かにしてやつておるわけではないのです。手数料だけでやつておるのだから、そこにあるあなたのお間違ひがあるやうだ。銀行だといふ觀念論でなく、さういふ基本から出ておるのだといふことについて、一言あなたの感じを話して下さい。○寿原参考人 先ほど来いろいろお話がございまして、今の歩みの問題につきましては、森永さんの方におきましても各行に對して嚴重な監督をしていただいております。また、きよう早く歸るといふのは、実は七十二行の社長さんをお呼びして、いろいろこちらからの要望とか意見を聞いてもらひたいのであります。さういふ会でもございまして、中座を申し上げたいのですが、こ

やっております。

それから次に、三十六年度の資金計画でございますが、貸し出し純増を年度間におきまして三百十億といたしました。その資金の内訳は、ただいま御審議をいたしております財政投融資の政府引受債券四十億、そのほか市中で発行いたします債券で百九十億、組合その他の預金で七十億、それから民間の出資で十億、これで処理いたしましたというので計画を進めておるのであります。

ところで、昭和三十六年度の資金需要は、今の確に把握はできませんけれども、引き続きまして、この経済の高度成長に伴いまして設備の近代化、合理化あるいはまた先ほども申し上げましたドル防衛に伴う輸出環境の悪化に対処するための不況対策資金というふうなもの、かなり出て参るようでございます。こういうものを中心にいたしまして資金需要は相当旺盛の見込みでございます。かりに三十六年度の第一・四半期の予測を立ててみますと、私の方の各店舗から申し出ております金額によりまして、第一・四半期だけでも純増額が九十億円になるというふうなことでございます。ところがちやうど前年同期、三十五年度の第一・四半期の純増実績は、四十七億円でございましたので、これだけを見ましても来年度早々すでに資金需要が非常に強いということが想像されるのでございます。かような資金需要に対しまして、資金調達の方でございますが、御承知のように商工中金の資金源の大半というものは、商工債券でございます。その商工債券の政府で引き受けて下さる四十億は別

といたしまして、市中で消化する予定にいたしております先ほど申しした百九十億、この消化がはたして十分やり切れるかどうかという点に若干の懸念がございます。最近非常にやかましく言われております公社債投信の影響が、すでにある程度現われているように思っております。しかしながらこの影響が今後どういうふうになるか、どの程度のものであるかというふうなことは、今のところではまだ十分にかみ得ないのでございます。ただこと

の一月、二月の状況を見ますと、商工債券の乗りかえの関係もございまして、発行総額が相当大きくなりまして、発行総額ではさして変わっておりませんけれども、純増額におきましては、昭和三十四年度の毎月平均に比べますと、二、三割方落ち込んでおる、こういう状況でございます。今後の推移につきまして必ずしも樂觀を許さないのではないかと、いふふうな心配を持っております。結局三十六年度におきましては、資金の需要の面から申しましても、また調達の面から申しましても、まだ年度の始まらない現在では、はつきりと予測が立てにくいという状況でございますが、いずれにいたしましても資金調達面にはかなり問題があるという感じがいたします。それだけに商工中金自体の、いわゆる内部努力、自己努力を一そう強化いたしまして、自己調達資金をできるだけ、少なくとも計画通りに確保するようにいたしたい。関係官庁にもいろいろ御相談をいたしまして、今後時宜に適した有効な措置をとりまして、資金繰りの上に問題のないようにいたしたいと、せっかく努力をいたしておる次第でございます。

といたしまして、市中で消化する予定にいたしております先ほど申しした百九十億、この消化がはたして十分やり切れるかどうかという点に若干の懸念がございます。最近非常にやかましく言われております公社債投信の影響が、すでにある程度現われているように思っております。しかしながらこの影響が今後どういうふうになるか、どの程度のものであるかというふうなことは、今のところではまだ十分にかみ得ないのでございます。ただこと

ざいまして、本年度の引き続く旺盛な中小企業界の資金需要には、できるだけおこたえしていききたいという決心をいたしております。それにつきましまして、どうかこの上とも委員の皆様方におかれましても、格別の御支援を賜わりますようお願い申し上げます。次第でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。それでは時間もかなり経過いたしましたので、予定を変更して、業務の概況等の説明は省略いたしまして、直ちに質疑に入りま。田中武夫君。

○田中(武)委員 まず最初に山本さんにお伺いしたいのですが、今度政府府が二十億出資ということ、お宅の關係の法律の改正もきておるわけで、そういうことに関連していろいろ意見を聞きたいと思つて来てもらつたわけですが、中小企業信用保険公庫法の第四条を見ますと、いわゆる資本金のところで、がたがたとたくさん書いてあるんですね。四条をちょっと見て下さい。「公庫の資本金は」となつて、何々から何々、何々から何々となつて、そして今度は附則の八でまたがたがたと書いてある。一体二十億出すことによつて公庫の資本金は幾らになつて、それによつて、今後のいわゆる貿易の自由化とかいろいろの關係で、中小企業界の資金需要もふえてくると思ひますが、そういうことに対しての十分な保証能力を発揮できるかどうか、それからなお各都道府県が、その都道府県の保証協会に出している資金の合計と国の資金の合計、これが一体どんな割合になつてゐるか、そんな点をお伺いいたします。

○山本説明員 公庫の資本金は、法律には非常にたくさん書いてございますが、結局政府資金は幾らか、私の方のトータルは、私の方が昭和三十三年の七月一日でさ上がりましたときに、億で切り捨てて四十二億でありましたが、例の六十五億という経済基盤強化法による追加などありまして、七月十一日には百七億、それからだんだん出資がふえまして三十三年の十二月二十二日には百一十一億、それから三十四年六月十三日には百二十一億、それから三十四年九月十六日には百十九億、それから三十四年十二月十日には百二十九億、これは伊勢湾台風の關係で途中で特別国会で十億ふえましたので百二十九億、それから三十五年十月十五日には百三十九億、三十五年十月十日には、これはこのときちょっと赤字を出したので減資をしまして百三十九億、億台は違つておりませんが、端数の四千九百万円というものが減資になつてゐる。それから三十五年十月十三日には百四十七億、こういうふう増加しております。増加しましたお

加するわけでありまして、各地方庁の保証協会に附帯する出資の御質問がございましたが、現在五十一億の出資金が出ております。そのほか借入金が百四十二億、もつとこれは百四十二億のうちに公庫の貸付金六十八億を含んでおる。それだけ差し引くと九十億が借入金として地方庁から保証協会に出されております。こういった金を基金にしまして中小企業向けの保証の引き受けをやつておるわけでありまして、貿易の自由化ということに對しましてこれで足るか足らぬかというところであります。これは貿易の自由化の影響を徹底的に受けるということになれば、これは足ると私は申し上げにくいのでありますが、現在の資本金でできるだけのことをやる。さらに来年度以降にも中小企業の體質改善のために、よほど国家の援助をやつていただきたいと私は考へておるわけでありまして。

○田中(武)委員 大体これで二十億今度ふえることが決定するのなら百六十七億、こういうことですね。資金は、がたがた書いてあるがどうも計算ができないのでお伺いしたのですが、政府の方で二十億入れたとして百六十七億、それに対して都道府県が保証協会へ出しておるのが大体九十億で、この政府といふのが地方団体と、あなたに聞くのはどうかと思ふのですが、仕事の上からいってこのバランスは、地方が出しておるのに対して何%といひますか、幾らくらい政府が出しているのが均衡がとれたものになるか。こういう点についてはどうです

○山本説明員 公庫の資本金は、法律には非常にたくさん書いてございますが、結局政府資金は幾らか、私の方のトータルは、私の方が昭和三十三年の七月一日でさ上がりましたときに、億で切り捨てて四十二億でありましたが、例の六十五億という経済基盤強化法による追加などありまして、七月十一日には百七億、それからだんだん出資がふえまして三十三年の十二月二十二日には百一十一億、それから三十四年六月十三日には百二十一億、それから三十四年九月十六日には百十九億、それから三十四年十二月十日には百二十九億、これは伊勢湾台風の關係で途中で特別国会で十億ふえましたので百二十九億、それから三十五年十月十五日には百三十九億、三十五年十月十日には、これはこのときちょっと赤字を出したので減資をしまして百三十九億、億台は違つておりませんが、端数の四千九百万円というものが減資になつてゐる。それから三十五年十月十三日には百四十七億、こういうふう増加しております。増加しましたお

加するわけでありまして、各地方庁の保証協会に附帯する出資の御質問がございましたが、現在五十一億の出資金が出ております。そのほか借入金が百四十二億、もつとこれは百四十二億のうちに公庫の貸付金六十八億を含んでおる。それだけ差し引くと九十億が借入金として地方庁から保証協会に出されております。こういった金を基金にしまして中小企業向けの保証の引き受けをやつておるわけでありまして、貿易の自由化ということに對しましてこれで足るか足らぬかというところであります。これは貿易の自由化の影響を徹底的に受けるということになれば、これは足ると私は申し上げにくいのでありますが、現在の資本金でできるだけのことをやる。さらに来年度以降にも中小企業の體質改善のために、よほど国家の援助をやつていただきたいと私は考へておるわけでありまして。

○田中(武)委員 大体これで二十億今度ふえることが決定するのなら百六十七億、こういうことですね。資金は、がたがた書いてあるがどうも計算ができないのでお伺いしたのですが、政府の方で二十億入れたとして百六十七億、それに対して都道府県が保証協会へ出しておるのが大体九十億で、この政府といふのが地方団体と、あなたに聞くのはどうかと思ふのですが、仕事の上からいってこのバランスは、地方が出しておるのに対して何%といひますか、幾らくらい政府が出しているのが均衡がとれたものになるか。こういう点についてはどうです

○田中(武)委員 大体これで二十億今度ふえることが決定するのなら百六十七億、こういうことですね。資金は、がたがた書いてあるがどうも計算ができないのでお伺いしたのですが、政府の方で二十億入れたとして百六十七億、それに対して都道府県が保証協会へ出しておるのが大体九十億で、この政府といふのが地方団体と、あなたに聞くのはどうかと思ふのですが、仕事の上からいってこのバランスは、地方が出しておるのに対して何%といひますか、幾らくらい政府が出しているのが均衡がとれたものになるか。こういう点についてはどうです

○田中(武)委員 大体これで二十億今度ふえることが決定するのなら百六十七億、こういうことですね。資金は、がたがた書いてあるがどうも計算ができないのでお伺いしたのですが、政府の方で二十億入れたとして百六十七億、それに対して都道府県が保証協会へ出しておるのが大体九十億で、この政府といふのが地方団体と、あなたに聞くのはどうかと思ふのですが、仕事の上からいってこのバランスは、地方が出しておるのに対して何%といひますか、幾らくらい政府が出しているのが均衡がとれたものになるか。こういう点についてはどうです

か。たとえばはつきりいえば地方の倍くらいは政府の出資金の方でとりた、こういうことなのか、この程度でいいのか。

○山本説明員 地方借りの方は、出資金と借入金と両方ありますが、出資金というのは大体資本金みたいなものであります。さっき五十一億と申し上げたのは五十二億と訂正いたしますが、五十二億の出資金と借入金とが九十億ありますので合計しまして百四十二億。ところが国の方は現在のところは六十八億、二十億ふえまして八十八億で、国の方が地方の保証協会に対する力の入れ方は、はるかに地方より少ないのであります。少なくとも地方の力の入れ方くらいは国家としても力を入れていただきたいと私は考えます。

○田中(武)委員 保証協会を通じて保証してもらうときに、これこれこれは保証できる、こういう規定がありますね。あるいは業種によって保証してもらえないのがある。そういうような範囲とありますが、業務規定ですか、これを再検討する必要はないですか。

○山本説明員 これは現在政令で業種がきまっております。一応商工業は出るようになっておりますが、農林漁業といったような原始産業には出ないことになっております。といいますのは、原始産業は天然条件によって左右される場合が非常に多いのであります。他の商工業とは事故率なんかについて同一に取り扱ふのは困難であります。し、そっちの方面はそっちの別の国家的施設があるようでありまして、私の方で取り扱っておりますのは商

工業は大体列挙されているうちに入ると思ひますが、政令で定めまして二十品目あげられておりますが、これは相当広範囲に規定されております。ただ、商工業の方は大体入ります。ただし遊興飲食というふうな風俗営業はこれに入っておりません。

○田中(武)委員 飯店とかそういうところではないけれども、いわゆるサービス業の中で健全なサービス業といいますが、そういうようなところに入らないのが出てくるのです。これも政令の解釈によると思ふのですが、私はできるだけ広く適用をせられるような指導が必要ではないか、こう思うわけですが、どうでしょう。

○山本説明員 ただいまのお話の風俗営業関係でも健全なものは除いてないと思ひます。たとえば旅館なんかについて、私どもの方の保険にかかっております。パチンコ屋とかその他妙なものは除いてあります。これは私の方で力を入れなくとも、そっちの方面は自然発達しているのではないかと思ひます。

○田中(武)委員 パチンコ屋とかそういうことを言っているのではない。もつと具体的にいへば清掃業なんです。肥のくみ取りです。これは結局しつていないというところで、すつたもんだやつの事例があるわけ。そういうのを私は申し上げておるわけ。結局は拡大解釈ということでやれぬことではないじゃないかということ、便宜を与えてもらいました。しかし実際の政令を見た場合に、これは入らないような解釈が出たようです。その点について検討の必要はないかということ

す。検討というか、むしろあなたの立場としては、できるだけ健全なものがあるいは社会奉仕的なものには、サービス業といえども入るような広い解釈を持つような御指導を願ひたい、こういうことなんです。

○山本説明員 ただいまお話のありましたような健全なものについては、私どもの方としてはこれを拒否する理由はないのであります。できるだけ解釈はゆるやかにしますが、健全な社会通念に立って判断をしたいと思ひます。政令に列挙してありますが、これはきわめて抽象的な書き方をしておりますので、解釈の余地は非常に多いのであります。今までもそういう事例がいろいろありましたが、広めに拾って中小企業の発達に資したいというので、今までいろいろ解釈をやっております。

○田中(武)委員 次に国民金融公庫の總裁にお伺ひしたいのですが、お宅の貸付金額の中で、いわゆる世帯更生資金だとお宅を担保として借ると、一般庶民金融というのです。それと中小企業のうちでもお宅を利用するのは零細企業だと思ひますが、その零細企業の設備費とか、運転資金とかいうような資金貸付と、一体どのような割合になっておりますか、言いかえらば利用率が一般の人と、零細企業とはどういう振り合いになっているか、こういうことです。

○中村説明員 私どもの方の業務状況の推移の資料の最後に普通貸付及び総貸付残高が出ておりますが、これをござらんになりますと、総貸付、昭和三十五年末の推定が千八百一十一億、うち千五億の、大部分が普通貸付でございます。

す。普通貸付というものは普通の商売に貸すものでございます。そのほかに恩給と更生資金あるいは小口貸付とかいろいろございまして、それを合わせるとも非常にパーセンテージはわずかでございまして、そのうち比較的多いのが恩給でございます。それが残高としまして九十八億、百億近くございします。その他特別小口と申しますのはごくわずかでございまして、それから遺族債担保、これはわずかでございまして三千九百万ばかり。母子家庭は今やっております。それから引揚者国債担保、これが五十年計画で三十六年度で終わるのでございまして、現在十四億ばかり残高になっております。それから特別更生資金と更生資金と合わせまして全体で二十四億になってございまして、ほとんど一般の普通貸付でございまして、その次が恩給それから臨時の貸付がございまして、引揚者の国債担保貸付などが幾らかまじつてございまして、あとは全部合わせましてごくわずかでございします。

○田中(武)委員 そうすると結局国民金融公庫を利用してはいる人の大部分は零細企業である、こういうことが言えると思ひます。そういう点から、ことに零細企業金融の立場からお伺ひしたいわけなんです。常識的に国民金融公庫は一番安直に申し込みやすいというので、零細企業はよく頼みに行くわけなんです。ところが、これは究極的には資金ワタの關係があると思ひます。が、総花的な考え方か何か知りませんが、申し込んだ六〇%しか借りられない、こういうのが多いのです。零細企業は特に必要として頼みに行った、そのうちの六〇%程度しか借りられないと

いうと、あとはどうにもならないから、せつかく貸してもらった金が十分生かされない、こういう場合があるわけ。一つの事例を申し上げますと、これは去年の年末、お宅の神戸支所での話ですが、七十万申し込んだ、これもぎりぎりだということでお話をしたわけですが、貸してもらったのが十五万円。これは年末で資金の需要が多かったせいだろうと思ひますが、そういうことじゃ、せつかく貸してもらったのが生かされないわけなんです。そういう場合には一方に一〇〇%貸して一方をゼロとするというふうなこともできないだろうと思ひますが、あるいは二人とも半分ずつ貸してやろうというふうな方針なのか。あなたの方としてはそういうふうな場合に、各支所に対してどういう方針で臨んでおられるのか。できるだけ多くの人に少しづつでも貸してやろう、これもいいだろうと思ひますが、それでは結局また貸してもらった金が十分生かれないという結果になる。そうすると、結局は資金源が少なくなることになると思ひますが、大体どういう貸し方をしておられますか。

○中村説明員 最初に申し上げますが、六〇%というのは確かにそうでございます。これは金額でありまして、件数では八二、三%になっております。件数の割合が借りられませんのは、一つは償還のあふないということ、一つは公庫で借りぬでも、もつとほかで借りられるじゃないかというのと二つございまして、とにかく八二%くらいは件数で貸しております。金額の方では六〇%になっておりますが、これは大ざっぱに申せば資金が足

りないのであって、もし資金が十分であればもう少し貸せるという場合も多いと思います。しかしそれで件数の率が減りますから、そこであるべくよけいの人になるべく——そうかといつて役に立たぬような金は貸せないというので、私も運転資金の方は何とか商いを維持する程度のもので貸しておきますが、それ以上のものは多少遠慮してもらいたいことがあります。しかし設備資金は値切っても意味がない。たとえば機械を買うのに七十万円要る、これは思い切つて貸せ、全部貸すか貸さぬかどっちかだ、貸す以上は値切つてはいかぬというふうにしておきます。それからあとは一がいに申せませんが、たとえば年末に殺到しますが、そのうち運転資金は急を要しますからなるべく貸してやる。その場合にかりに設備資金の申し込みがあれば、年末に金が足りないければこれは何も年末でなくてもいいのだから、少し延ばしたらどうかということでは延ばしておることもあります。あるいは話し合ひまして一部を値切つてお貸しする場合もございます。これは非常にむずかしいのですが、やっぱりはつきり割り切れませんので、ある場合には相手との話し合ひで金額を値切る場合があり、ある場合には時期を延ばしてもらつた資金でできるだけ多くの人が満足するようにやっておるのでございませう。特に七十万円を十五万円に値切つたと申しますのは、あるいは償還力が多少懸念があったので、十五万円くらいなら十分返るが七十万円は大き過ぎると思つたのか、あるいは金がないから十五万円がまんしてもらつたと言つ

たのか、その点のことは調べてみないとわかりませんが、そういう大きなばな、七十万円を十五万円にしたというようなケースは、そうめつたにないと思つております。もし具体的な問題がございまして、もう少し検討いたします。

○田中(武)委員 今たまたまあげたのは、具体的に年末にあったことなんですが、私はそれにこだわっているわけじゃありません。しかし今の御説明では、設備資金等はゼロか一〇〇%だ、こうおっしゃる。設備資金の性格というのはそうだろうと思うのです。ところがそうじゃないところに問題がある。やはり六〇%ほどしか貸してもらえないという場合があるわけですね。これはむずかしい問題だと思つております。

〔委員長退席、中村(幸)委員長代理着席〕

件数を多くしようとすれば、申し込み金額に対する貸付の割合が減つてくる。それを一〇〇%充足してやるなら件数が減るといふことで、これは結局は資金源が少ないといふことになるうと思ふのですが、そういう点は多いに越したことはないで、われわれも努力したいと思ひますが、限定せられた資金の中でどう運用していけばいいのかわ。これをできるだけうまくやつていただかないと、今では、申し込んでどうせ六〇%だといふことであらかじめサバを読んで申し込む人もある。そういうふうなうまいことを言つたら希望通りの金が借りられるが、まじめにぎりぎり幾らというところで申し込んで、それが六〇%あるいは半分になるといふことになる、これはせつかつ借りた金が生かないといふ事実があ

る。そういう点をうまく運用してもらいたい、このように思つたわけですね。それから中小企業金融公庫の森永さんにお伺ひしたいのですが、実はきのうも当委員会でお宅の貸付方式といひますか、いわゆる直接貸しと代理貸しの問題が取り上げられたわけなんです。先ほど国民金融公庫のお話では、直接貸しが七五%で代理貸しが二五%だといふことですが、現在では中小企業金融公庫はその逆になっておる。大体直接貸しが二五%くらいで、代理貸しの方が七五%になっておる。その代理貸しにあっては先ほど来相互銀行等

で例をあげたように、十分趣旨が生かされないという点がある。そういう点で一つ本来の姿に戻つて、直接貸しに重点を置いてもらいたい、私そういうことを前から申し上げておる。表によると、直接貸しが最初は一つもなかったのをやるようにして若干ふえてきたのですが、これを国民金融公庫程度に直接貸しを七五%代理貸しを二五%にすることを、一体何年くらいか目標でやっておるか、これが一つ。もう一つ、直接貸しが少ないのは人員機構だとおっしゃるのですが、それでは代理貸しに対して一体総額で年幾らぐらゐの手数料を払つておられるのか。その代理貸しの場合と直接貸しの場合の一件当たりとか金額当たりの人件費といふか経費、そういうのはどういふ割合になつておるのか、それを一つお伺ひしたいと思ひます。

○森永説明員 一月末現在の公庫の貸し出し総額千四百八十五億のうち、代理貸しが千八百八十四億で七九・七%、直貸しが三百億で二〇・三%ということに相なつております。これは御承知

のように発足の当時は代理貸しだけというところで出発したのでございませうが、三十五年度から公庫本来の融資方針について徹底を期するためには、やはり直貸しをやらなければならぬということ、三十五年度五億圓、そこから逐次増加して参つたのでありまして、近來は直貸しの方をできるだけ増加するという方針をもつて運用いたしております。三十五年度の四月から一月までの実績について見ますと、代理貸しは七七%、直貸しが二三%ということになつております。来年度は総貸付規模八百三十五億でございませうが、このうち代理貸しは六百十五億圓、七三・七%、直貸しは二百二十億圓、二六・三%の二百二十億、これまた直貸しのウェートをふやしていくということを考えております。前年度に對する比率で見ますと、前年度の当初貸付に對して直貸しは五七%、五割以上貸してあります。半面代理貸しの方は当初の計画に對して七%増し、その間に非常な段差をつけ

ておりますのは、先ほど来御指摘がございまして、直貸し重点主義で参らうという気持の現われでございませう。しかし代理貸しにつきましても、全国で六千有余の店舗で張りめぐらされておるパイプ、これもやはり非常に融資上の便宜があるわけでございまして、小口の融資につきましても迅速に融資を実行いたしたためには、この機能もまた捨てがたいものがあると思ひます。従つて、この分も年々若干ずつふやしていかなければならぬと思ひますが、それよりもうんと比重を直貸しに向ける、そういうことで臨みたいと思つております。かりに過去三、四年間における直貸し、代理貸しの伸び

工合が、今後も続くという前提で考えました場合には、五カ年後には大体直貸し、代理貸し半々という状態に到達するわけでございませうが、現在のところ、五カ年先その程度というところが一つの目安でございませう。さらに資金量に十分お手当を願ふことができませんならば、代理貸しもふやしつつ、直貸しを思い切つてふやすことによつて、さらに直貸しにウェートがかかるということも望ましいわけでありませうが、これは何しろ遠い将来のことでございますので、申し上げるのもいがかかと思ひます。さしあたり過去三、四年の傾向を持続するとすれば、五カ年後に大体半々、直貸しの方がちよつとまさるというくらいの一つのめどになるということをお願いしたいと思います。

手数料は、平均いたしまして実収利息の二七・三%、昨年相当大幅に引き下げをいたしました結果が、きょうな利率に相なつております。その結果として、今日直貸しと代理貸しの資金コストがどうなつておるかという問題でございませうが、これはいろいろ計算も複雑でございまして、見方によつていろいろな見方もできると思ひますが、何しろ二七・三%という手数料は、そんなに安い手数料ではございせんので、やはり直貸しの方が若干資金コストをいたしましては有利というか、安く相なつております。

○田中(武)委員 二七・三%と言われても、びんとこないものでありますが、金額で幾ら払つておるか、金額を知らしてもらった方がいいと思つたのです。しかし結論的には直貸しの方が有利である、こうおっしゃつたので、それで

けっこうなんです、中小企業金融公庫法は、もちろんよく御承知のことと
思ふのですけれども、第一条の目的と
十九条と二十条を見た場合、当然直賃
しが建前なんです。そして、二十条に
よつてその一部を委託することができ
るという格好になつてゐるわけです。
最初案の當時は、それほど機構がな
かつたから、百パーセント代理賃しに
頼らざるを得なかつたと思うのです。
ところが今の手数料等から考えても、
あなたの方の人員をふやし、そうして
現在のように調査に三ヶ月も半年もか
かるようでは困る。調査を早くするよ
うにして、直賃しの方にウエイトを置
く、そのためには支店、出張所を多く
設けていく。その方が結局立法の趣旨
にも沿ひ、運営の上からもいいのじや
ないですか。

○森永説明員 まさにたゞいまお話の
ごさいましたような方針で、運営をい
たしたいと考えておるわけでごさいま
す。来年度直賃しを、当初計画に對し
て五割七分を増加いたしましたのも、
その一つの表われでございす。また秋
田、松本、松江といったような交通不
便な地域に新たに支店を設け、また北
海道に二出張所を設けることにいたし
ましたのも、主として直賃しを伸ばし
て参りたいという配慮からでございま
す。また人員につきましても、来年度
は百四十六人増員を願つております
が、その大部分は支店の開設、あるいは
審査要員の充実、それに先ほど来御
指摘のごさいましたような代理賃しあ
るいは監査方面の充実ということでご
ざいまして、やはり直賃しの伸長に伴
う増員が大部分であるわけでごさいま
す。御主張のごさいましたような、直

賃し最重点の方針で、今後も引き続き
運営して参りたいと思ひます。
○田中(武)委員 ところが、實際的に
当たつてみると、支店なり出張所に行
くと、直賃しなら三ヶ月も半年も先
になりますよ。お宅の取引銀行はどこで
すか。そこを通じてやつていただきた
いというのが大体の窓口の返事です。
窓口でそう言われるから取引銀行へ行
く。いわゆる金融ベースに乗らないとい
うのが公庫の本旨だと思ふ。ところが
それができないのです。實際はやはり
逆戻りしてどこかの、悪く言えば、先
ほど来問題になつてゐる高利貸しの金
融機関を通じては借りられない、こ
ういふ状態があるわけですから、しか
も經理の上からいつても、結局それらの
金融機関に払ひつゝの手数料を、あな
たの方で人件費あるいはその他に回せ
ば、十人分に直賃しの方をふやしてい
けるという状態じゃないですか。だか
ら、その方へ力を入れてやつてもらひ
たい、こう思ふわけですね。これはあ
えてお宅だけじゃない。そこにおられ
る三公庫ともそうですが、定員は一体ど
うしてきまるのですか。やはり大蔵省
なり政府の許可がなければ、定員はふ
やせないのですか。それから職員は給
与ベースはどのようにしてきまるので
すか。大体私が聞いてゐるところで
は、公務員と一般市中銀行とのまん中
ごろだといわれておるのですが、かり
に公庫当局とそこを職員組合とが話し
合ひを進めて妥結をみて、實際は大
蔵省に押えられておるといふことを私
は聞いてゐる。そうすると、定員の問題
にしろ給与の問題にしろ、すべて大蔵
省に握られておるのじゃないか、こ

うようなことが言えると思ふのです
が、定員の問題、あるいは定員をどの
ようにふやしていくか、その機構の問
題、及び給与ベースの問題について、
一つお伺ひしたいと思ひます。
○森永説明員 直賃しで取り扱ひ得る
業種は、目下のとおり制限がある関係
もございまして、また、特に小口の融
資につきましても、簡便に資金が出席
る代理店を利用した方がいいという場
合もございまして、代理店に行かれ
た方が、かえつて早く資金が出ますよ
といううなことを申し上げることも
あるかもしれませんが、その場合に
も、これは公庫が直賃しを逃げるとい
う趣旨ではなくて、申込者の便宜を中
心に考えておるといふことを、まずお
答え申し上げたいと思ひます。
第二点の職員の数でございす、
これは御承知のように、公庫等の予
算、決算に關する法律がございまし
て、公庫の予算は、詳細にわたつて国
会の御審議をいたしておるわけでご
ざいす。従ひまして、職員の定員も
毎年予算の査定に服しておるわけでご
ざいまして、来年度は百四十六人増員
ということになつておりますが、これ
は主として直賃しの伸長を標準にして
決定されております。これは、現状にお
いては、いわば政府出資だけに依存して
いる公庫といたしましては、国会にお
いて予算を審議せられることも、やむ
を得ないことではないかと存する次第
でございす。

ベースも、これまた予算に制約があ
るわけでごさいす。予算によつて単
価をきめられるわけでごさいす、
實際はどうしておるかという、これ
は政府関係機関がたゞさんございす
が、それが一つのグループと申し上げ
てよろしいかと思ひます。公務員が一
つのグループ、政府関係機関が一つの
グループ、さらに市中金融機関あるい
は市中の給与と、三つぐらいのグルー
プに分れるかと思ひますが、現実の問
題といたしましては、先般人事院の勧
告がございまして、一二・四％公務員
について引き上げられました際に、こ
の公庫、公団等の政府機関につきま
しても、やはり一二・四％のベース・
アップということになりまして、来
年度予算にさうな予算措置を講ぜら
れております。本年度についても、十
月からこれをさかのぼつて実施する
いうことで、すでに予算措置を了して
おるうな次第でございす。
この定員の問題、ベースの問題、い
ずれも大蔵省の承認と申します、予
算措置が必要でございす、
ただいまの予算、決算に關する法律の
仕組みから考えてまして、また公庫、
公団の置かれておる立場から考えま
して、その制約を全く脱却するというわ
けにはいかないかと思ひます。極力関
係当局にも実情をよく説明いたしまし
て、実情に沿ううな適正な結論を出
していくように、せつかく努力をいた
しておるという次第でございす。
○田中(武)委員 なかなか持つて回つ
たような答弁をせられまして、
が、公庫自体が法律の本旨に従つて運
営する、このことに對して、決してわ
れわれは反対だとかなんとかいふもの
じゃない。むしろそれを推奨してお
るわけですね。あなたの答弁によると、予
算、決算が国会においてやられるか
らなるほど国の税金を使つての政
府機関でありますから、当然国会にお
いて、予算なり決算に對して承認を
与へるといふことは必要である。しか
し、實際はさうでなくて、その一つ
手前の大蔵省によつて握られてお
るのじゃないですか。そこが問題だと思
ふのです。いわゆる立法の精神に従
つて運営するといふときにおいて、決
して国会議員がわからないことを言
はすもないし、今まで言つた覚えもな
いと思ふ。それより、まず手前の大蔵
省が押えておる。それが實際なんです
よ。だから、私は率直に實情を言つて
もらつたらいいと思ふ。そうして、原
則が特例になり、特例が原則のよう
な格好、しかも、それが中小企業金融
に對して、個々の中小企業に大きな負担
なり不便を与えておる。こういうよう
なことに對しては、十分考へて、強い
意見を出してもらひたい。それに対し
て、必要とあらばわれわれの意思を
もつて大蔵省に当たつてもいい、こ
う考へてゐるわけですね。

○森永説明員 公庫の性格から考え
まして、予算制度があるということ
を申し上げたわけでごさいす、その予
算につきましても、他の政府部内の予
算と同様に、もちろん大蔵省で査定を
いたすわけでごさいまして、われわれ
の予算要求をできるだけ認めさせるの
には非常な努力をいたしておるわけ
でございす。そしてまた、ベースの問
題等につきましても、やはりこの政府
関係機関という一つのグループが問題
になつて、適正なベースというこ
できまるわけでごさいまして、われわれ
の一存だけではいかないという面も
あるわけでごさいす。できるだけ
適正な結果を得るよう努力をいた
しておるということをおし上げたわけ

○田中(武)委員　公庫法のできた精神に従つての運用を望みたいと思ひます。それから、あまり官僚たちに気がねされる必要はないと思う。どんどん意見を言つてもらつたらいいんじゃないか。ただいまの答弁を聞いてゐると、だいぶ遠回しのことを言つておられるのですが、そういう遠慮は要らないと思ひます。

○中村(幸)委員長代理 次は、中村重光君。

の代理貸しの問題につきまして、直貸しは時間的にひまが要る。従つて、代理

が、現実には直貸しよりもやはり代理貸しを奨励しているという感じがありがた。

論も出てくると思いますが、しかし、代
理貸しの区域内、そういうところでは

があるのだ、従って代理貸しの方が適当だ、こういうことで実際受け付けていない、そういうのが現実なんです。そうでないとおっしゃれば、総裁は御存じないのだ、こう申し上げる以外にはございません。昨日小山中小企業庁長官に質問をいたしました際に、代理貸しでなくて直貸しなんだ、直貸しが建前なんだから、申し込みさえあれば直貸しでやるのだ、こういう御答弁でした。昨日私はある地域の例をあげて申し上げたのですが、銀行がただ一行しかないところ、そこですべての金融を掌握している。ところが、いろいろな面においてうまくいかないことがある。それで、町の高利貸しから金を借りて非常に苦しい経営をやっているというのが現実なんです。そういうところをどうするのかという私の質問に對

して、建前の通り直賃しでやるのだという答弁でありました。総裁の今後の方針としては、直賃しの申し込みがあったならば早くこれにに応じていくという方針で進んでいかれるかどうか、この点をはっきりお尋ねしておきます。

○森永説明員 ただいま田中委員にも
お答え申し上げましたが、直貸しの対

象になつていない業種もまた数少なくないわけでありませう。たとえば物品販

売業、サービス業その他いろいろなことを
います。それらの業種につきましては、
見主のところに代理店を設けざるよりほか

現在のところ什理負しなさをよくいかに
ないわけであります。さらにまた、比較
的、口の蝕費の少ないことは、この点

的、小口の融資につきましては、たとえ
ば百万円以下などにつきましては、こ

れは簡単な審査手続で迅速に出すことを主眼といたしまして特に小口貸し制度を設けているのでございますが、こ

れまた代理店しかやっていないわけではございまして、そういう特殊なケースにつきましては代理店を利用せられる方がはるかに便利である。そういう場合については、代理店にいらっしゃいということをお願いすることがあろうかと存じます。そのほかの事例につきましては、まず代理店に行かなければ、そして断わられなければ直貨しをせぬというようなことは全然いたしません。

代理店と直賣し店舗と両方あるところでは、どっちに行かれても御自由でございまして、ただ、きわめて特殊なものにつきましては今申し上げましたようなことを申し上げることもあるということを御了承いただきたいと存じます。昨日御指摘のございました、特殊の地域について、代理店が一つしかないために、独占的な傾向からいろいろ

な問題が起っている、そういう場合に
つきましては、直貸しの御申請がござ
いますれば、そこに代理店があるから

というような理由でお断わりすることは決してございません。どしどし直貸

しを支店の方にもお申し越しをお願い
申し上げます。

○中村(重)委員 業種として該当しない、これはいたし方がございません。

これは改めていく以外に方法がないわけでありませう。ところが、従来はこう

てあった。たとえは今の金額の問題
金額で少額の借り入れをしたいとい
う、そういう人が一番困っている。そ

ういう人がまた一番銀行からいじめられてゐる。公庫の社会性、公共性とい

うところから今まではこうだったの

た。こういふことでは進歩がない
ではありませんか。私たちがいろいろ
な角度から質問をし、是正を要求して

いるのはそういうことです。だから、私たちよりも現場を担当しているあなたももっと進んで従来の弊を打破していく、そういうことで取り組んでもらわなければ公庫の設立の趣旨、精神というものが生かされない。このことはつきり申し上げておきます。

次に、山本さんにお尋ねいたします。今度の信用保険法の改正で包括保険一本建になるわけですね。これに對

かと思ふのであります。経過措置であるとか、そうしたことが必要であるとは考えられておりませんか。

○山本説明員　現在保険の方は直接会合融機関の融資に対する保険の融資保険と、それから保証協会のやります保証と、保険のうちの普通保証保険、これが平成年度から廃止されるということで、法

律案の御審議を願っておるわけでござい
ますが、これは昭和三十二年の金融
制度調査会におきまして御答申があり

まして、その御答申の趣旨は、将来信

る、融資保険と普通保証保険はこの間に逐次縮小して、数年後には廃止する

という御答申でありまして、政府はそういう方針をおとりになって、それに基づいてついでの方では、普通保証

基礎としておられる方には、普通保険と融資保険は逐次この数年間ワクを縮めて参りまして、来年度は廃止す

を締めて参りまして、来生願に願止
るといふことで、一応やっておるわけ
でございます。これが廃止されるとな

りますと、最近起こりました貿易の自由化、中小企業体質改善、そういうもの

な点においては、金額の点において普通

りましたのが、今度七百万円まで引き上げるといふことで御審議願つておる

わけであります。それにしても一千万円以下多少のギャップがございますので、支障があるんじゃないかという御質問かと思うのでございますが、ただ現状におきましては、五百万円以上一千万円以下というのは、保険にかかったものは、実際問題としては非常に数が多いということになりますし、い万人や一千万円以上というところになると数が非常に少ないので、当分はやはりこれでいいのでは、ないかと考えます。

そのではないかと考えます。ただ将来におきましては包括保証の限度を引き上げていただくということで、御審議を願っておるようなわけでありますので、さしあたりの問題としてはこれでいけるものとして、一応考えておるわけであります。

○中村(重)委員 今度審投会計から二十億円の出資ということになっており

ますね。この二十億円をこの保証協会の方に貸し付けることになると思うのですが、これはどういうように運用さ

せる考えか、指導されると思います。がその運用の方法についてどのような指導を受けるか。

導をされるのですか。

○山本説明員　これは従前も年々保証

協会に対する融資の資金の御増額を願
つておるわけでございまして、来年度
も十億増額していきたいと、あのことで

これは従前各果証協会に配分します。御審議願っておるわけでございます。

は、各保証協会の保証の伸びというこ
とをまず見まして配分しますし、それ

から国会の附帯決議にも、小規模協会のレベル・アップをするようにこの際

金を配分する必要があるという附帶法

従って小保証協会のレベル・アップができるようなふうに配分をいたしてお

るわけでございます。そういうふうにして各保証協会に配分しました金は、大体保証協会では、その地方の金融機関に中小企業に対する保証付の融資の額に応じて預金をいたしておるわけでございまして、これが呼び水となりまして、当方の貸し付けました額の大体六倍あるいは七倍といった金が中小企業の方に保証付で銀行から貸し出しておるのであります。従前と同様保証協会に貸し付ける金と呼び水の効果を十分に發揮して、中小企業向けの融資が六倍にも七倍にもなるようなふう

に指導して参りたいと思っております。
○中村(重)委員 保証のワクの引き締めをやつて、そして特定銀行に定期預金等をやつて、いわゆる利子収入によつて保証協会の運営をやつていくというふうなことをやつておる事實はありませんか。
○山本説明員 保証協会に貸し付けます国の資金は低利であります。長期資金は二分五厘、短期資金は二分。これは保証協会が金融機関に対します普通の金融ベースの利子を取りますと、その差額というものが保証協会の収入の一つになるわけであります。これは結局保証協会のレベル・アップになつて保証協会の経理内容がよくなつて、保証協会が取つております保証料といったようなものが軽減されることに非常に役立っております。

○中村(重)委員 それでは午後を持ち越すのでありますから、北野理事長にお尋ねいたします。
中金が貸付の際に歩積みをさせておると思うのです。先ほど相互銀行のことで大へんその点が問題になった。前回も、特別国会でも私質問した。そういう事実があればそれは是正させると通産大臣は、はっきり言明をされた。理事長はこの点どう考えますか。
○北野参考人 いわゆる歩積み、両建といったような拘束的な無理な預金は取らないということをやつてきておるわけであります。ただ、私の方は純然たる政府機関とは違ひまして、資金源の大部分が商工債券であります。同時にまた所屬の組合あるいは組合員から預金を取りまして、その預金が資金源の一部になるわけであります。いわゆる組合の系統金融機関でございますので、組合なり組合員に対しましては幸い余裕金があれば、それはほかの市中銀行にお預けにならないで、商工中金に預けていただきたいということと呼びかけてきておるわけであります。それでそのほかにまだ組合によりましては不測のいろいろな業界の変動によりまして損失を受ける、そういうような場合も予想されますので、それに備へる意味で積み立て定期預金というものを、なるべくやつていただきたいというふうな呼びかけをいたしておりました。そこで先般そういう御質問がありましたことも伺つておりまして、なお今後におきましても預金を取るのには、従来から同様でございますけれども、できるだけ相手の組合なり組合員とよく話し合いをいたしまして、無理な取り方はしないように、同じ預ける金があるならば、自分らが政府と一緒に作つておるこの商工中金にできるだけ預けていただく、こういうことをやつておるわけでございます。今後也十分注意はいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 それでは無理なことをやらせぬ、これはあくまで組合員の意思によつて定期預金をする、こういうことになりませんか。
それから借り入れの際に、協同組合の役員に保証をさせておられます。この保証は運用でやつておると思うのですが、この制度は依然として続ていかれる考えでありますか。
○北野参考人 これは組合金融の一つの特質と申しますか、やはり組合の役員になつておる人が借り入れなり償還について責任を持つていただく、そして組合並びに組合員の事業の運営も円滑にしていくようにしたいという趣旨からいたしておりますけれども、これも場合によりましては、役員個人の保証がなくてもやるといふ場合もございします。また必ずしも役員全員の個人保証がなくてもよい場合もございします。個々のケースによりましていろいろ違つておるのでございます。ほんとうに組合金融の趣旨をよくのみ込んでいただきますと、役員個人の保証というものが、かえつていい結果をもたらすという場合もございします。運用上は無理のないようにいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 理事長の答弁を聞いておりますと、きわめて穩当であつて、合理性があるように思ふんですが、現場はさうでありません。さうおっしゃるならば、役員をやめた方によつて保証の義務を免除されないのですか。どうですか。
○北野参考人 これは私もあまり詳しくいことは存じませんが、やはり個人保証になつておりますから、事情によりましてはすぐ抜けない場合もあり

ろうと思ひます。これもいろいろ事情によりましては、さういつまでも責任を持つていただけないという場合には、それにかわる処置をとるといふことにいたしたいと思つております。
○中村(重)委員 個人保証になつておるから、さうじゃなくて、個人保証をしておるから、理事をやめてもこれは抜かないのだ、免除しないのだという建前をやつておられるのです。いかに交渉してもお抜きにならない。これが現実なんです。ですから、こういう点は改められる考え方があるかどうか、はつきりしていただきたいと思います。

○北野参考人 さらによく検討いたしまして善処したいと思ひます。
○中村(重)委員 そういう答弁では納得いきません。さらによく検討していただくことは、役員が個人保証したくても貸し付けているケースもある、さうおっしゃる。ですから、運用の点で便利であるから、円滑にいくようなこともあるから、役員には保証させているのだ、こういうことです。あくまでこれは積極的な保証要求でなくて、消極的な面であるというように了解できるわけです。それならば、協同組合に金を貸し付けるのだ。協同組合の役員であるから保証したのだ。その協同組合の役員をやめたならば、当然保証の義務を免除するといふことが、これはあたりまえじゃありませんか。検討じゃなくて、この点ははつきり、先ほど来のあなたの答弁の趣旨からいくなれば、さういふことは改めますと、さう答弁なさるの私はほんとうだと思ひます。どうですか。

○北野参考人 私はまだ勉強が足りませんので、よく勉強いたしまして御趣旨に沿うようにいたします。
○中村(重)委員 通産大臣にこの点を質問します。今開きの通りですが、どうですか。これは全く不合理だと思ふんです。さういふことから中小企業に対するところの資金の不円滑というやうな点も出ておるのです。大きな弊害になつておるのです。これを改めさせる意思があるかどうか。
○権名國務大臣 組合金融を建前として、その組合の構成員である組合員に個人貸しをするといふことになつておると思ひますが、やはり一つの機構を中心にして信用を供与するのでございしますから、やはりある程度は保証もやむを得ないと思ふのであります。しかし今おっしゃるやうに、やめたならば直ちに次の役員にそれを受け継がせるかどうかといったやうなことは、これは實際問題としてその衝に当たる人の具体的な状況判断に待たなければならぬと私は考えるわけであります。個々の問題については、なかなかさういふ様にもいかぬやうな場合もあるかもしれません。大体北野理事長以下を信頼して、その細目についてはおまかせするよりしようがない、さう考えております。

○中村(重)委員 どうも今の答弁は納得いきません。全く不合理です。これは何回繰り返しても同じことになるわけですが、協同組合に金融をするわけですね、協同組合に金融をするから組合の役員に保証させるわけなんです。ですから、協同組合の役員をやめたならばその保証義務を免除して、新たにかわつた役員に保証を引き継がせると

ということが当然であります。役員であれば、その役員個人がいかに財産のない、財的には信用がない人でも、保証人として適切であるとしてこれをとっておるのでございましょう。それならば、その人がやめたというならば、その個人の財的な信用の有無にかかわらずこれを免除して、次にかわった役員に対して保証を引き継いでいく、これが合理的です。これが改められないという道理はないじゃないですか。どうですか。

○北野参考人 今御指摘の具体的な問題を私よく存じませんものですが、お答えもちぐはぐになりはしないかと思うのですが、組合の役員に個人保証をさせますのは、いわゆる組合の事業資金を組合に融資した場合、それでその組合の共同事業が円滑に行っておりまして、そういう場合に役員が交代したというときには、新しい役員に切りかえておるという例がたくさんあるものであります。ですからそれがむしろ原則であります。ただそれが延滞とかなんとかいうような状態になっております場合に、旧役員の責任をすぐ免除するかどうかというところが問題になるんじゃないかと思うのであります。なお十分研究いたしまして、不合理な点のないようにいたしたいと思っております。

○中村(重)委員 組合の事業資金に使う場合、これに活用する場合に免除したことがある。ところがこれは協同組合の組合員が組合を通じて借り入れをする、これを組合が第一に保証をやるわけです。それで、それであれば、組合の事業資金に使う場合であらうとも、それから組合員個人が組合を

通じて借り入れる場合であらうとも、組合役員としての保証義務というものは、役員をやめたときにこれを免除するということとは当然でなくちゃならぬ。一つ一つのケースによっておやりになるというところは、これは建前として私は不合理だと思っております。即刻これを改めてもらいたいということをお願いいたします。なお午後質問を継続いたします。

○田中(武)委員 今の中村委員の質問に関連して北野さんに申し上げたいのですが、二つのケースがあるのじゃないのですか。いわゆる組合の金融に対して組合役員としての保証をしておる場合と、その人が個人の立場でやっております場合とあるのじゃないかと思うのです。中村委員の言っているのは、組合役員としての保証義務、これは役員をやめれば当然解除になるべきだと思うのです。それをあなたがそうおっしゃるのは、民法の法人の基本的な考え方、原則に反していませんか。何ならこの法人というものは一体何ですか。民法の法人というものは一体何ですか。いいますか、法律には、今さら第一ベージを言うわけではないですが、自然人と法人とあるわけです。協同組合は法人なんですよ。その役員としてやっている、役員がかわれば当然次の者に義務は継承せられるわけです。それをやめてからもなお追及するということなら、この法人の原則、民法の大原則に反しますよ。

○北野参考人 今の点は、役員の個人保証という形になっておるようございまして、従って法人の役員という資格と直接関係のない法律関係になっております。それで組合貸しの場合には

組合が債務者である。ところが、それについては役員たる地位におる人が個人の立場で保証をする、こういうことになっておるようございまして、そこに、ときにはおっしゃるような不合理なことが出てくるというおそれがあるわけでございますが、実際問題として今後不合理がないように十分検討はいたしたいと思っております。

○田中(武)委員 そうだと思っております。役員資格をやっているときには法人の中に入っているわけですから、法人を離れてやった場合は個人だと思えます。あなたは、その場合だからその人の就任当時等にまだ残高等があれば、それが解消するまでは保証責任の追及をしよう、それは一応理屈が通ると思う。ところがそのような場合、その組合長なり役員は法人の代理人であるとともに個人という二重人格を持つわけですね。そんな場合に保証能力として二重能力を認められるかという法律論が出てくるのです。どうですか。もって言いかえれば、私の債務に対して私が保証する、個人でやるならこういうことと同じことですよ。

○北野参考人 大へんむずかしい法律論になりましたが、やはり組合貸しの場合には組合という法人が債務者になっておる。その債務について役員はもちろん組合を代表するわけでございますけれども、役員個人の資格で保証人になっておる、こういうわけでございますから、債務者はあくまで法人である組合、その代表権を持っている役員が個人で保証する、こういう形になると思えます。

○田中(武)委員 それは他の理事が一般理事はそれで理解できると思うのです。その理事長ですか、法人の代表者の場合も同じ理屈で行けますか。

○北野参考人 同様だと思います。

○田中(武)委員 この問題については民法的な代理権の問題とか、保証債務の問題等について問題があると思えますが、これは別に今あなたと法律論をやらうと思いませんのでおきますが、中村委員の言っている趣旨はわかっています。ただただたと思っています。それはあくまで法人という債務者に対しての立場でものを処理していただく、そういう考え方を保持していただきたい、こういうことだと思います。

○中村(重)委員 北野参考人は午後にはこれがないのでから申し上げますが、この問題は今議論をしたということだけで、このままで未処理にすることは私はいけないと思う。非常に重要な問題だと思ふ。こういうことが組合金融に対して今非常な問題をかもし出しておるわけでありまして、ですから私は単なる観念的なことで質問しておるのではあります。現実にはそういうことが今大きな障害となつて、ある一定の地域では金融すらできないとおるというところまで起つておるのです。そういうことですから、組合そのものが何か事業資金としてこれを利用する場合は変えている場合があると思うし、個人の場合は組合役員が役員個人として保証しているんだ、そういう場合はこれは抜けない、解除してはいない、解除されないのだというようにもとれる今の答弁なんです。そういう取り扱いは、株式会社とか何かの取締役が個人として保証をした場合という取り扱いと同じなのですか。しかし少くとも中金の社会性、公共性という立場からいくなら

ば、これは組合金融なんです。組合の役員なるがために保証しておるわけなんです。ですからその組合の役員をやめたならば、当然その個人としての保証を解除して、新たに就任した役員に保証を切りかえていくということが当然でなければならぬ。この点は事業資金の場合はこうだとか、あるいは組合員がこれを実際に使った場合、こういう場合はケースは別だからということだけでは、この問題は処理できません。ですからこの点に対しては委員長は午後には持ち越していただくか、あるいは日をあらためていただくか、このことに対しての結論を一つ出すように取り計らいをしていただきたいと思います。

○中村(重)委員 速記をとめて

○中村(幸)委員長代理 速記を始め

北野理事長に申し上げますが、ただいまの件は大へん重要な問題でありますので、慎重に御検討の上、明日じゅうに書面をもって委員長あてにお差し出し願いたいと思ひます。

他に参考人並びに説明員の方々に對する御質疑はございせんか。――ほかに御質疑もないようでありますので、この際御質疑に関する件について調査を進めます。

○中村(幸)委員長代理 炭鉱の災害に関する問題について質疑の通告がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 きょうは御承知のよう、中小企業金融関係で参考人、説

明員に來ていたいて審議をしておたのですが、実はちよつと氣になる記事を見たもので、緊急に一言だけ大臣に確かめたい、こう思つて出席を願つたわけでありませう。

先日の上清炭鉱の災害、これは七十一名も死亡者が出て、戦後最大といわれており、今中小炭鉱の炭害が大きな問題となつております。こういうときに、きのうの毎日新聞の夕刊でありましたが、ちよつと記事の概要を申し上げます。「保安検査妨害を追究、筑豊炭田の暴力経営者」こういう見出しで、福岡炭山保安監督部が、中小炭鉱の暴力にはばまれ、炭鉱の保安監督が思うようにいかない、ということ暴露したわけでありませう。そこで福岡県の県警本部では、この保安監督部から明らかにせられた事実に基づきまして、公務執行妨害あるいは脅迫、暴行等捜査をする、こういう意味の記事であります。これが一体どのような方法によつて保安監督官の保安検査を妨害せられたかわかりませう。しかし福岡炭山保安監督部がそのような発表をするには、それ以前に本省に対して何らかの具体的な報告があつたと思ひますが、どういふ事実があつたのか、その点についてまずお伺ひいたします。そういう事実はいつあつたのか、それに対してどのような措置をしたのか。今日中小炭鉱の災害が大きな問題となつておるおきからでありますので、このことは見のがすことができない問題であるといふので、急遽大臣に來ていたいたわけでありませう。

○推名國務大臣 三十五年中九州管内におきまして脅迫を受けた事件が八件あつたのであります。それで、この八件については警察側には連絡しておらない。なぜかと言ひますと、ただいたずらに問題を拡大して、その自後の保安監督の遂行に不円滑、あるいは支障を生ずるようなことではお互ひにまづいといふことで、極力鉱業権者の反省を促して、円滑、円滑に保安監督の自後の遂行ができるようにといふ心組みのもとに、そういうことにしておつたのでございませう。それがはからずとも今回の上清炭鉱の災害発生の際にそれが県警の方にわかりまして、県警の方から一体どういふ事実があるのかといふ照会が福岡の保安部の方にございまして、保安部といつては三十五年じゅうの八件の脅迫事件につきまして、その資料の提出をしたといふ段階でございませう。

○田中(武)委員 今伺へば三十五年中に八件もあつたといふ。そのときに警察へ申告するとかしないは別として、適切な具体的な措置をどのようにとられたのか。もしそのために保安監督が十分にいかなくなつたとしても、今回のような事故が発生したとするならば、これは大きな問題だと思ひます。上清炭鉱では事故の前に検査したといふことですから、そういうことはなかつたと思ひますが、しかし同じ検査をするにしても、暴力脅迫が現実になつたとしても、それは十分な保安上の検査もできていないのではないのか。そうならば、今度の事故もまた違つた観点からながめなければならぬのではないのか。こういうような問題が起きてくると思ひます。妨害をせられるといふのは具体的にどのよう仕方するのか、それに対して通産省として、監督官庁として、どのような措置をせられたか、そのことについて一つ具体的に伺ひたいと思ひます。

○小岩井政府委員 監督官に對します従来の暴力行為につきましては、私も十分に承知いたしておりました。ただいま大臣から御説明いたしました通り昨年は八件になつておるのですが、現地の監督部長の語では、まだそのほかに何件かあるようございませう。これは従来私も内容を詳細に承知しておるのですが、特定なごくわずかな炭鉱で起こつておる、こういうような実情であります。なお監督官自身も、これをあまり大きく扱いますと、炭鉱の坑内は御承知のように坑口しか出入りの口がございませうので、かなり神経過敏になつておると思いますが、内容はつきりわかつておると思います。特に監督が全然できないといふような状態ではございませう。いやがらせといふ程度のものが多いわけではございませう。この内容につきましては、もうすでに私の方にも災害前に詳細にもらつておりますので、後ほどプリントして差し上げておけようございませう。ただ私どもの考え方としては、今後の監督を円滑にやつていきたいといふ点で、鉱業権者側に監督部長が直接交渉に当たつて、特に警察に連絡をとつて大きく動いていただくといふことは、従来やつておりました。ごく小人数のきまつた特定の方だけでございませうので、そういう方法でやつてきておりましたが、今後は警察の方でもかなり積極的に動いて下さるようでありますので、監督部といつたしましては警察と協力して監督の円滑を進めて参りたい、かように考えておるのでございませう。

○田中(武)委員 これは重大なことだと思ひます。なるほど警察が治安維持の建前から刑法その他で、公務執行妨害とかあるいは脅迫、暴行罪とかいふことでおやりになることは別として、行政上の措置として、そういう事実があるのに適切な措置を講じなかつた。かりにまたそこから災害がもし出た。おつたらどういふことになるのでございませう。今日中小炭鉱の災害が大きな社会問題となつておるときに、炭山保安監督局がそんなことだつたといふことはわれわれ知らなかつた。これは重大なことだと思ひます。特定の人だといふが、一体特定の人とはどんな人ですか明らかにして下さい。そしてその背後的な関係等も明らかにしていただきたいと思ひます。

○小岩井政府委員 内容は一表に上げておきます。今ここで申し上げても上げようと思ひますが、その表を差し上げたいと思ひます。

○田中(武)委員 特定の人とあなたはおつておるのでしょうか。その人がわかつておるのに、なぜここで言えないのですか。

○小岩井政府委員 もちろん言えないことはございませう。言つてけつこうなんでございませうけれども、実は監督部長も大へんおそれておられて、あまり大きく……(背後があるな)と呼ぶ者あり。背後は決してございませう。申し上げてもちつとも差しつかえないのでございませうが、なるべく差し控えたい、かように考えております。名簿はこちらにございませうから差し上げます。

○田中(武)委員 どうも局長の言つておることは私納得が行きませう。すでに司直の手が動いておるといふのでしよう。それに行政上の監督の立場にあるあなたが、その当該委員会においてそういう事実を指摘されて、名前を言へといふのに言えないのはおかしい。それはそのうしろに何かの大きな問題があるんじゃないか。あなたの言を聞いておると、何だか暴力を背景とした何ものかがあつて、ここでああなたが明らかにするならば、現地の監督官が思わぬ災害を受けるかもしれないのではないかといふような配慮があるように思ひます。そういう暴力によつて、人の生命にもかかわるところの検査ができなかつたといふようなこと、こんな行政があつてよろしいものでしょうか。そんな政治があつていいのでしょうか。どうでしょう。もう時間もございませうので、そう深く具体的に御質問いたしません。それでは具体的な資料をもらつて、警察当局等にも来てもらつて、後刻十分この問題を掘り下げていきたいと思ひますが、災害が起きて大きな問題になつておるときに、このような事実があつたといふことが通産省は前もつてわかつていたのに手を打たなかつた、あるいはそういう人に対しては採掘を禁止するとか、適当な炭山保安関係の法律による行政処分があるはずなんです。それをやらないといふことになるとますますおかしい。こういうことになりませうがいかがでしょうか。

○推名國務大臣 小さいものにふたをするといふような意味でなしに、福岡の県警の方から詳細な照会がございませう。

して、それに対しては事実を明瞭に、したためて提出しております。検査、警察当局においては、これによって善処してもらうという手配は十分ついております。それをし出し惜しみして明らかにしないというのではございせん。ただこの公開の席上で個人の名前まであげてはいかぬものであるかというような考えから、局長が今申し上げたような状況だと思ひます。そこでその資料につきましては、今申し上げたようにお出しいたしますから、十分御研究をお願いいたします。

○田中(武)委員 どうも大臣の答弁われわれに落ちぬのです。もうすでにあなた方は福岡県警からの照会によって書面を出された。警察に報告しておつたが国会へ報告がでないのかということの一つ。しかしいろいろの配慮があるなら、これ以上ここでは人の名前を明らかにしとは私は言ひません。しかしそういうこと自体が私はおかしいと思ふ。同時にこういう問題に対して、警察あるいは司法の手が動く以前に、なぜ監督官庁としての通産省が、行政上の方法による措置をとらなかつたか。かりにそういうことかから人命が侵されるというような事故が起きたらどうするのですか。人命に大きな関係があるからこそ、定期的な保安検査をやるのでしょ。その保安検査が暴力、脅迫でできなかった、それなら通産省の鉱山の保安行政というものはゼロだと言わざるを得ないのですよ。それで局長、あなたは鉱山保安局長としての仕事を全うしたと言えますか。それは地の底の問題ですから、いろいろとわからないものがあると思ひます。

○田中(武)委員 どうも大臣の答弁われわれに落ちぬのです。もうすでにあなた方は福岡県警からの照会によって書面を出された。警察に報告しておつたが国会へ報告がでないのかということの一つ。しかしいろいろの配慮があるなら、これ以上ここでは人の名前を明らかにしとは私は言ひません。しかしそういうこと自体が私はおかしいと思ふ。同時にこういう問題に対して、警察あるいは司法の手が動く以前に、なぜ監督官庁としての通産省が、行政上の方法による措置をとらなかつたか。かりにそういうことかから人命が侵されるというような事故が起きたらどうするのですか。人命に大きな関係があるからこそ、定期的な保安検査をやるのでしょ。その保安検査が暴力、脅迫でできなかった、それなら通産省の鉱山の保安行政というものはゼロだと言わざるを得ないのですよ。それで局長、あなたは鉱山保安局長としての仕事を全うしたと言えますか。それは地の底の問題ですから、いろいろとわからないものがあると思ひます。

います。もちろん人の荒い人たちがおろうと思ひますので、保安監督官も、それは個人としていろいろの問題があると思ひます。しかしそういうような霧固気の中で、かりに積極的妨害がなかつたとしても、そのような霧固気の中で保安検査をやるなら、今まで十分な保安検査はできていないと言へると思ふ。相対的に中炭鉱の災害は、そのようなところに原因があつたと言つても過言ではないと思ふ。あなたも、もっと考えてもらわなければならぬと思ふ。そうしてその上に立つてこの問題を追究していきたい、このように考へております。

○中村(幸)委員長代理 この際午後二時まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き開議を再開いたします。

炭鉱の災害に関する問題について質疑を続行いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 きょうは本来なら中小企業金融の審議をやるので、これであまり時間をとることはどうかと思つて、午前中で一応打ち切りたと思つておつたのですが、どうも午前中の大臣並びに局長の答弁を聞いておるとますます何かわからなくなつて、おかしいという感じを受けたので、もう少しお尋ねしたいと思ひます。

まず、ここで具体的な妨害事実及びその会社名を明らかにしてもらいたいというところについては、資料として出しますからお許し願ひたい、こういうことですか。それはなぜかといへば、いろいろの関係がある、考へてみるとお礼参りということが考へられる、という意味において今ここで名前を明かすことが困るということであるならば、町のいわゆる暴力団と中炭鉱の一部と申しますか、経営者とは何ら変わりがないじゃないか、こういう感じを受けます。いろいろ聞いてみますと、実際保安監督官は命がけで検査に行くような場合もあるというようなことを聞いたのですが、実際のそんな状態なんですか、お伺いします。

○小岩井政府委員 ただいまの御質問ですが、現在命がけで坑内に入るといふような状態ではございせん。それから午前中に申し上げました八件につきましても、もちろん明らかにしておかされておるのでありますけれども、それはこちらの方で行政的に目的の達成ができますように話し合ひをつけて調査をいたしておりますので、別にそのためにずっと長い期間調査がでなかつたという実情ではございせん。

○田中(武)委員 そうするとともかく一ぺん行ったが、脅迫なり暴行を受けてでなかつた、あらためて行つてやつた、こういうことですか。

○小岩井政府委員 その場で、できずには帰つてきたケースもございせん、断わられましたが、じゅんじゅんと説明をしまして、話がわかつて入坑した場合もございせん。今ちょっと印刷がおくれておりますが、もう三十分くらいしますとこちらに持つて参りますので、内容をごらんいただきますと、大体おわかり願へるのではないかとと思ひます。

○田中(武)委員 あなたは鉱山の保安監督の仕事をするにあつては、鉱山保安法をたてとして、それに基づいてやつておられるのですか。そうじゃないですか。

○小岩井政府委員 もちろん保安法、保安規則の施行をやつておるわけでございます。

○田中(武)委員 それではまず鉱山保安法の三十五条を見ていただきたいと思ふのです。そこには鉱務監督官の権限ということがうたがはつてあつて、そして立ち入り検査ができるようになっております。それをこぼんだ者は五十七条の五号によつて二万円以下の罰金というところになっております。そういう具体的な事実があつても、なおこの鉱山保安法というものは適用せられなかつたのですか。

○小岩井政府委員 もちろん仰せの通りでございます。監督官が参りまして、調査不可能の場合には、実情を部長に報告し、部長の方から話し合ひをつけて、所期の目的を達成しておるのでございます。

○田中(武)委員 しかしこれに定めるのは、立ち入り検査をこぼんだとき、直ちに五十七条の五号が動くのではありせんか。

○小岩井政府委員 先ほど申し上げましたように、ケース、ケースで、反対をされて説明を十分いたしまして入坑している場合がむしろ多いのであります。どうしても入れなかつたような場合には、帰りました、部長の方から特別な話し合ひをつけて調査を続行しておる、かような実情でござい

○田中(武)委員 話し合ひをつけて入るといふのは一応別にいたしまして、どうしても入れなかつたというところは、はつきりと三十五条以下の立ち入り検査妨害です。それは先ほどから言つておる通りに、五十七条五号によつて罰金の処罰があるわけでありませう。そういうことを直ちに手続をとらなかつたところに私は大きな問題があると思ふのです。何となればたまたま上清鉱山で、ああいう大きな災害が起きた、従つて今までのそういった事実が明るみに出たわけですから、でなければそういう事実があつたとしても、一般には明らかにせられずに適当に終つておる。しかもそれが大きな災害、事故の原因ともなり、多くの人の生命に關係するような大きな問題が起つてくると思ふのです。なお鉱山保安法の九条には性能検査の規定がありまして、それを受けないで採掘をしてはいかぬという意味の規定がありますね、しかもその場合には五十六条の二号によりまして、今度は体刑をもつて臨んでおるわけですか。「六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金」云々とある。現在福岡県警がこれを取り上げて、刑法的な立場から公務執行妨害ないしは脅迫、あるいは暴力事犯として捜査を進めておる。しかしそれ以前に行政罰としてのこういう罰則等があるわけなんです。これは当然あなたの方が、その親告権を持つておると思ふんです。ところがそれをあなた方はやらないなかつた。これは明らかにこの法律から見ても、今まで一体何をしておられたかと言わざるを得ないのですが、いかがですか。

○小岩井政府委員 ただいま御指摘の性能検査、落成検査と申します一般の検査につきましては、山側で拒否するようなことはもちろん当然でございます。山の方で設置した内容を見に参るわけでございますから、むしろ山の方では早く来て早く検査を済まして動かしてほしいという状態の場合が全部でございますので、そういった検査を拒否するという例はもちろんございませ

○田中(武)委員 それじゃ拒否したというの、具体的に三十五条の関係のいわゆる立ち入り検査を拒否するということですか。

○小岩井政府委員 ケースはたくさんございまして、立ち入りの検査を拒否した場合ももちろん記載されております。

○田中(武)委員 そのほかにもいろいろのことがありますか。この法律に従って書いて下さい。

○小岩井政府委員 そのほか、ちょっと内容を見ていただきますとわかるのでございますが、たとえばロープが少しずがっているから、これを取りかえなさい、こういうような場合に、これはごく最近かえればかりだから、かえる必要はない、こういうような姿があるわけでありまして、それは結局、そのときは拒否いたしましたけれども、後刻部長の方で話し合いをつけてかえさしておられますから、実質的にはもちろん問題ないのでございまして、ただ一応監督官がその場で威嚇をされたという実例にあげておるわけでございまして。

○田中(武)委員 どうも話を聞いていますと、やはり相手は町の暴力団に對す

ると同じような感じを受けるのじゃないかと思ふんです。と申しますのは、その場においては拒否される、後はど話し合いをつけて云々、大体、鉦山の災害の防止とか保安とかいうようなことは、そういう性格のものじゃないと思ふんです。あなたは五年から鉦山保安監督局長をしておられるのです、一体過去五年間にも、去年は八件だったけれども、今までもずっと続けてそんな事実があったのですか。

○小岩井政府委員 もちろんそうたくさんあったとは考えられませんが、私も各監督部長をずっと経験いたしました、私どもに訴えられてどうにもならなかったという点、ほとんどございせん。

○田中(武)委員 それで、本省までは話が出てこなかったけれども、現地においてもいろいろなものがあるのじゃないかと思ふ。私は今回の上清炭鉱の事故によって、その担当の監督官が自殺せられたという記事を見て気の毒だった、こう思ふんです。しかしいろいろ考えてみると、はたして十分な検査等が今までなされておったのかどうか、こういう疑問を持つわけなんです。もしあらゆる角度から考えても自分の検査に誤りがなかった、こういうことであるなら、それはその人の責任觀念とかいろいろあるから、私は死人に對して批判はしませんが、しかしこういう事実が出てきて、背後に何かあったのじゃないかという感じが持つわけなんです。死人に對しては気の毒だと思ふんですが、そういう感じがら出てくるわけです。それほど今までの鉦山保安の検査等がためらめであつた、こう言わざるを得ないのであります。

す。まだいろいろと申し上げたいわけですが、幾ら言えといつても、あなたには言えないという。それで、もう三十分もすれば文書が出てくる、こういうことですから、本来の質問者がおりますから、この程度でとめておきましよう。しかしその文書を見た上でまたやりたいと思ひます。しかし私のこれに關連しての質問もあるようです。最後に、次官にちょっと申し上げておきたいのですが、大臣がおられないので、次官にかわつて答弁していただきたいのですが、こういう中小炭鉱の経営者が、鉦山保安法に基づいて検査をやろうとする場合に、暴力、脅迫等をもつて妨害をする、そういうことが一回か二回かと思つておたら、大臣の話では去年だけでも八件あった、まだ小さな問題はもっとあるのだという、その裏をずっと考へておると、何か町の暴力団の存在のようなことも考へられるし、あるいはまたここでそういうことを明らかにすれば、現地の監督官が困る、こういうような推測もなされるわけです。それならいよいよお礼参り、こういうことがこわいというところ、従つてそういう危険のないようにして、法の定める通り監督官が検査をし、そうして中小炭鉱の災害の絶無を期していくためには、政府においても十分の考へ方をもつて臨んでもらいたいと思ふのですが、具体的に一つ大臣にかわつて、次官から考へ方を言つていただきたいと思ひます。

○砂原政府委員 田中先生の御意見まことに同感でございます。企業面からいいますと、採炭というものはやっぱり企業でございますが、こうした企業に携わります人は、万一の事態が起

こつたときなどには——今度のような事件も起こるのであります。比較的その気分がすんでおるといふことは、経営者にいたしまして、もうしは仕事をやる人でも、張り切り方が一般の中小企業面に携わつておる姿とは、多少違ふ面があると思ふのです。しかし今日のやうな時代になつて、お互いに意見を述べてお互いの意見を十分聞き合ひながら、ものの解決をしていくというやうなときでございませう。労働者の諸君もまたその経営者のに誇りを持つてもらなければならぬと思ふのです。えてして起りやすいやうな言葉の使い分け、あやと申しますか、というやうなことでいろいろの事態が起つてくると思ふのです。しかししつこくしたことは許されるべきことではないので、私たちはこうした問題をすみやかに経営者の方々にあつて、労働者の方々の御理解をいただきまして、そうして身の危険を取り除くようにせなければならぬと心得ております。今後こうした問題につきましても、監督上の面からまた将来の保安上の面からも十分心いたしまして、善処いたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 次官は今経営者及び労働者というやうな話をせられたけれども、これを妨害したのは経営者なんです。労働者じゃないのです。それから中小炭鉱の劣悪な労働条件が気分的にそれらの雰囲気は何といふますか。さういふことであるなら、今後この鉦山保安という問題は、相續く大きな事故とともに、われわれはもっとも真剣に考へていかなければならぬ、こう思ふわけでありまして。しかしきうは大目もおられないし、あとで資料

もそういう中小炭鉱の労働条件の悪さといふことを暴露した一つの現われではないか、こう思ふわけです。今お伺いしておるのはそういう労働条件の問題でなく、もちろんそれはよくしていかねければならぬのです。経営者が法の命ずるところに起つておるわけですから。しかもそれは暴力、脅迫によつて起つておるのです。こういうことに對してどうするか。同時に、現実に検査に行く監督官たちが、そういうた妨害なりあるいは脅迫なりを受けたいやうな環境にしてやる必要もあると思ひます。あるいはまたかりに話し合つて検査をしたとしても、そういうやうな雰囲気の中にあつて、監督官が地の底で法の命ずるところの十分な検査ができるかどうか、やはり入つたけれども適當に終つたということもあるだろうと思ふのです。そういうことが事故の原因になる場合もあると思ひます。そういうことについて十分考へてもらわなければいけません。と同時にこういう事実があつたことを、今までわれわれはよく知らなかつたんです。これはたまたま上清炭鉱の事故といふことから出たわけなんです。ところが逆な場合もあると思ひます。それは経営者と適當に話をし、適當な検査をして終つておるといふこともあり得ると思ふのです。さういふことであるなら、今後この鉦山保安という問題は、相續く大きな事故とともに、われわれはもっとも真剣に考へていかなければならぬ、こう思ふわけでありまして。しかしきうは大目もおられないし、あとで資料

が出ますから、その資料を見て、そして大臣のおところで、これは委員長に特に申し上げておくが、重要なことではないので、このあたりできょうは質問を保留しておきます。

○岡田(利)委員 今、田中委員から質問された問題について、若干関連してお伺いしたいと思うわけです。

たまたま今度の災害をめぐって監督官庁から今の問題について、席上明らかにされたわけでありまして、こういうケースが福岡だけに限ってあるのか、あるいは山口、常磐、北海道においても、今までそういう例があったか、この点はいかがですか。

○小岩井政府委員 特に福岡の特殊な事情と私も考えております。北海道あたりではほとんど聞くことがございせんし、常磐、宇部におきましても監督上困るといふ話を聞いたことはございせん。

○岡田(利)委員 脅迫の問題もあるわけなんです、問題はその監督官が坑内検査をする場合に、非常に坑道が整備されてない、あるいはまた保安規則からいって十分でない箇所については禁煙を一時的に施して、その検査を妨害をする、あるいは極端な場合にはズリを詰めて、そこを通行できないような態勢で、その奥の方は実際問題として監督ができない、こういう実例もあるように聞いておるわけです。このことは脅迫や暴力と同じく非常に悪質な問題ではないか、こういうふうに見えるわけなんです、こういう実例については、おそろしく推定しかできぬと思うのですが、そういう傾向は全国的にいかがですか。

○小岩井政府委員 全国的にそういう傾向があるとは私も考えておりませんし、また事実ぶつかったこともありません。

○岡田(利)委員 そこで、現在の保安法というのは画期的な法律であって非常に鉱山保安を守る上において期待をされてきた上になったわけなんです、この法の柱になっているのは、規則に定められた事項を遵守をする、さらに具体的には保安規程を作り、それを運営するために保安委員会がある。しかしそこで一番責められておるのは保安管理上のいわゆる管理者もしくは鉱業権者の責任である保安教育という問題が、相当大きな柱になっておると私は理解しておるんです。保安教育の問題は、大手の場合といえども、系統的に保安教育を行なっておる、こういう傾向が、私は見ることができないうのではない、こう思う。しかし一方ヨーロッパのドイツあたりでは、採炭夫自体になるために国家試験があるし、採炭夫になるために教育を施しておる、そういう労働者教育というものが徹底して行なわれておる。こういう点から見ると、保安法の一環重要な柱である保安教育という問題については、私は日本の場合に非常に軽視をされておると思うのです。こういう点について、局長は今日日本の炭鉱における保安教育の問題について、どういう見解を持たれておられますか。

○小岩井政府委員 大手の保安教育につきましても、ただいまのお話よりはるかにりっぱにやっておるのであります、ただ諸外国と比べましてどうかという点になりますと、このレベルに同等まで来ておるといふことは、

ちょっと申し上げかねますけれども、大手の教育につきましても、あまり変わりがないんじゃないかと思えます。ただ私も常々心配しておりますのは、中小炭鉱の教育であります。教育は、中小炭鉱におきましては、鉱業権者が保安法におきましては、鉱業権者が責任を持ってやるということになっておりますので、官側が直接労働者なり係員を教育するということはいたして

おりませんけれども、講習所、あるいは特別な指導員、こういう方々を希望によりまして炭鉱に派遣して、国の経費によりまして保安教育を施すということは実施いたしております。特に教育関係の面の詳しい方々を、当然各地区ごとにリストに入れます、そのリストを自由に見まして、この方にお願したいという希望の山があれば、当然国の経費でやっておるわけでありまして、側面的に中小の保安教育の足りないところ、こういう点は十分に官側においても補う方法は漸次とて参りたい、かように考えております。

○岡田(利)委員 保安監督官の問題ですが、これにはやはり多くの問題が含まれておる、実際は四地点に保安監督部がありますけれども、炭鉱は北海道の場合には稚内から東は釧路、非常に広範囲で全道にわたっている。福岡の場合でも相当広範な地域に散らばっているわけですが、普通の安全管理の場合の監督面と、鉱山保安の監督面というものは、そういう地域的な面でも相当ファクターが大きいと思うのです。さらにまた坑内保安ということでは、中小炭鉱でもものすごく坑内規模の大きいところもあるわけなんです。そういう意味で、今日の鉱山保安を、やはり行政面を強化して守らしていかなければならない。中小炭鉱が多い場合にはその必要性が特に痛感される、こういう面から考えて、現状の保安監督官の配置について局長としてどう思

いますか。適当だと思えますか、あるいは不十分だと思えますか。

○小岩井政府委員 もちろん私も現在の監督官の員数が十分であるとは考えておりません。ただ諸外国と比べまして、諸外国ではかなりいろいろな指導面が自主的に進んでおりますので、実は日本の監督官の数よりも、はるかに少ない数でもっと大きい量の出炭をしております坑内を受け持っているわけではございません。私もみえを張るわけではございませんけれども、できるだけ早く一つ炭鉱が自主的にそういう面で整備してもらって、監督官としてはあまり大勢でなく、むしろできるだけ少なくなると監督官自身も大いに研修して、もう少しむしろ数が減っていくることを期待しているのでもござい

ます。しかし現状ではとてもそんな理想を見ているわけには参りませんので、私も理想としてはそういう考え方を持っておりますけれども、現状ではやはりもっと増員していただきまさんと、現地ではどうにもならぬということも監督官あたりから聞いております。

○岡田(利)委員 今の、局長から言われた日本の場合と諸外国の場合との比較といいますが、これは私といたしましてはよく分かります。というのはヨーロッパにおいては日本の中小炭鉱の説明をしても、ほとんど理解ができません、というのが実情なんです。言うならば、日本の中小炭鉱なんという炭鉱は存在しないといつてもいいと思えます。こ

のことはやはり当初から石炭採掘についても規模も違いますが、また投下資本の割合も全然違うわけですね。あらゆる面で条件を異にするわけですね。そういう点では一概に諸外国と簡単に比較して少ない方がいいのだということとは、ちょっと現状から離れているのではない、か、そのように私は理解をするわけなんです。むしろ日本の場合には中小炭鉱が非常に多くて、わずかな資本で石炭を掘ることができ、こういう条件がある、そのためにタスキ掘りのような前時代的な採炭方法がとられてい

る。もちろん投下資本が回収されなければなりませんから、あまり回収の見込みのない炭量を採掘する場合には、投下資本もできるだけ節約するし、保安経費もできるだけ切り詰めて利潤を上げようとするに違いない。この傾向が特に日本の場合は極端で、これを諸外国と比較することは実際はできないと思えます。そうするとやはり日本の中小炭鉱の今日置かれておる石炭産業の実態、なかなか中小炭鉱の実態から、保安監督行政というものを、現実の上に立って打ち立てなければ万全を期することはできないと思ふのです。そうして考えて参りますと、今日保安監督官は一名が一月半、あるいは三カ月に二回程度派遣をされる。その坑内を一応巡視をする。ところが普通坑内を歩く場合には保安係員であつても

では電気の専門の知識がなければならぬが容易に検査ができない。いわゆる十分な監督ができない。こういう面も私は出てくるのではなからうかと思ふのです。そういう専門分野から見ますと、やはりよく然とした保安監督官というよりも、保安監督官の質と、そういう総合的な態勢が非常に重要視されなければならぬ、このように思ふのですが、そういう点についての見解はいかがですか。

○小岩井政府委員 監督官につきましては、もちろん私も監督官自身の素質の向上をはかりたいということでは、順次に監督官を何回も回転して特定の問題につきまして、研修所の講習を受けさせておるわけでありまして、監督官におきましては二回、三回も受けている場合もございまして、絶えず循環して新しい問題をつかまえては監督官の研修をやっている、こういうことは当然考えておるわけでありまして、先ほど諸外国の比較の点でお話ございましたが、私も保安の点は当然見るわけでありまして、やはり見る対象の炭鉱がもう少し少い姿になってほしいという希望も持っておりますので、お話を通り外国に比べて一番異なっておりますのは、一抗口当たりの出炭であります。おそらくことと比べましても一けた以上違うのではないかと、うかがいたしております。それだけ特に九州は中小炭鉱の数が非常に多くて、従つて監督、教育、指導、こういった面でも特定の苦勞をいたしておるわけでありまして、今後現状では当然派遣班の強化と同時に、各地区ごとの監督官の増員ということも目下検討いた

しておりますので、増員ができますように最善の努力をいたしたい、かように考えております。

○岡田(利)委員 私は炭鉱の保安を完璧に守る基本的な問題点は、当初石炭採掘にかかる施業案から始まらなければならぬのではないかと、こういう見解を私は持っております。膨大な炭量があればそれに見合った抗道開きが行なわれ、あるいは抗道開きもそれに伴つて行なわれていく。そういう抗道開きが行なわれると、通気も自然に良好になる、こういう傾向を持つものだと思うのです。ところが現在の場合には抗口の認可申請を出す、施業案を出す、と、ほぼ一〇〇%認可される、こういうのが実情だと思ふ。そうすると、初めからわずかな炭量に対して膨大な資本を投下するはずがないのですから、どうしてもそこに無理が生じてきて、その結果中小の保安が採掘が進めば進むにつれて非常に悪化していく、こういう傾向をたどつておるのではなからうかと思ふ。このことはやはり鉱区の所有の問題にも関連がありまして、あるいは施業案の認可の問題もありまして、あるいは施業案に対する監督、監督について問題がある。一口に保安監督以外の多くの問題点があると思ふ。そういう点について鉱山保安法を守るという保安局の見地から見たお考え方はいかがですか。

○小岩井政府委員 私の炭鉱の保安を見ることは当然であります。先ほど申し上げましたように、対象となるものが、すでにいろいろな問題をほらんでおるといふケースがもちろんございまして、鉱区におきましても、特に九州の方では二重設定になったり、三重設定になったりして、いろいろの関係でかなりむずかしい状態になっておりますし、当然こういったものも漸次検討を加えていただいて、事情の悪いものについては形状も直していただくといふことも、私の方からお願ひしております。私の方は現状あるがままの対策に對しましては最善の努力を払つて保安を見ていくという態勢は当然であります。その態勢に側面的に添えるようにほかの分野におきましても、一つ保安に十分協力していただくように、今後とも一そうの努力を続けて参りたい、かように考えております。

○岡田(利)委員 局長はそう言われましたけれども、言う気持は私は理解したいと思ふ。現実の問題としてそのような行なわれておりますか。今、日本にある中小炭鉱のうち、そういう形で施業案が認可され、そして採掘が開始されて採炭が行なわれていく。こういう状態の中で、現状の保安法規が完全に自信を持って守られていくというところは一体何割程度あるか。実際問題として厳密に保安法、保安規則を実施している山が、特に中小炭鉱の場合幾らあります。私は実情はほとんどないといった方がいいのではないかと、思ふ。もちろん、といって保安行政の立場からだけ全部を律するわけにはいかぬから、その与えられた現状の中で、いわゆる保安行政をやっているその中で何とか少しでも安全な方法を保安法規に近づけようと努力しているのが、今日の保安行政の実態だと思ふのですが、その点についていかがですか。

○小岩井政府委員 もちろん監督官が現地に参りまして、違法性をたくさん摘発いたしております。いたしておりますが、監督官の巡回監督の制度というものは、相互がめちやくちやくやっているわけではございまして、私どもとしては入念にやっているつもりであります。一監督官が現地を回つて違法性のあるものは全部つけていくわけでは、炭鉱の場合におきましては一月に二回ぐらい、すぐあとに次の監督官が参りますので、前の監督官の指摘しました点はもちろんトレースいたしますから、前の監督官もいかげんなことを書くわけにはもちろん参りません。自分が次に巡回する監督官に完全な批判を受けるわけでありまして、非常に熱心にやらざるを得ないわけでありまして、危険性の程度に従つて、もちろん順位をつけておりますが、相当危険性を内包していると思はれる特殊の炭鉱につきましては、大体一カ月に一回ぐらいずつ監督官を巡回させておるもので、一度見ましてもすぐ一カ月後には別な監督官が参つて、前の監督官のやりました内容をすつかり見て、さらに自分もまた新しい目で次の違法性を指摘しているわけでありまして、また一カ月すれば次の者がまた批判をやるといふような関係で、絶えずあとから来る監督官に大きい批判を受けるわけでありまして、決していいかげんにやっているわけではございせん。大手炭鉱では監督官によつて違法性の指摘を受けるということはごくわずかでありまして、中小の特殊なものにつきましては、十件も十五件も一巡回において違法性が出るということはもちろんございせん。こ

れは次の監督に参りますときに完全にトレースして直さしているわけでありまして、特にトレースのシステムは非常にやかましく、これは監督の最も重要なポイントになるものですから、ただ指摘をしただけで済んでは何もならぬ、こういう観点からトレース・システムを非常に厳重にやらしておりますので、前の指示ができていくかできていないかという点については、明らかに部長に報告させる方法をとっているわけでありまして、特に内容の重要なものにつかましては、現地から私の方の報告をさせまして、私の方から本社の社長あてに、特に重要な指示をいたした場合に、各社に、本社の方に私の方の保安局から重ねてその同じものを通達しているわけでございます。

○岡田(利)委員 では実際現場に行つて保安監督をする監督官の行動なり待遇の問題なんです、局の方では十分できる態勢をとっている、こういう工合に言われておりますけれども、実際にできるだけ回数も多く監督をして、あるいは巡回するといつても、それに伴う予算がないような実情では、そのために出先の監督官は非常に苦勞をしている、機動力も何もない、そういうような中で非常に多く困難があるのではなからうかと思ひます。極端に言えば見に行く出張旅費さえも十分でない、あるいは先般よくやく監督官が坑内に一時間入ると八円の手当がついた。これなんか各炭鉱の入坑手当に比べると、比較にならぬ額なんです。こういう面が監督行政、特に出先の監督官が十分に監督をする上に大きな障害になっておるのではないかと、そのためにそういう経費の節約、いわゆる

る出先の会社の宿泊施設をある程度利用するとか、こういうことをせざるを得ない状態にあるのではないかと、思うのですが、この点はいかがですか。

○小岩井政府委員 自身も長い監督官生活をやりまして、もちろん現在の入坑手当、危険手当、こういったものは非常にわずかなものでございまして、私どもとしてはこれは一つの橋頭堡と申しますか、今まで全然なかったものを、今回初めてこういった方法をとってもらったわけでありまして、この額をさらに一そう増額できますように最善の努力をして参りたいと考えております。現在入坑の手当は一時間八円で、災害の調査などの特に危険の多いような作業をやります場合には三倍の一時二四円になっておるのであります。こんな程度ではもちろん十分だとは考えておりませんので、漸次こういったものも増額できますように、私たちとしても努力していきたいと思っております。

○岡田(利)委員 大体今まで監督、検査の仕方を見て参りますと、定期的といえますか一月に一回くらいです。ね。中小の場合には重点的にやる。ところが、私は総合的な検査を抜き打ちにする必要があるのではないかと、思う。一人でなく、たとえばある程度の責任者がついて機械、電気あるいは坑内普通保安、こういう総合的なものも含めて抜き打ち的に総合的な検査をする。こういう措置をとられるならば、現在の経営者の場合に保安に対する対策というものは相当変わってくるのではないかと、思う。そういう措置をとられたことは私の経験でもありませんし、聞いたこともありません。そういう

うことが必要だと思ふのですが、どういう見解でしょうか。

○小岩井政府委員 これはもちろん実施しておるのであります。普通の監督としてではなく、普通の監督、採鉱関係、もちろん別々の者が参ります。しかし中小には、遠く離れたところにわざわざ別々の者を出すというのは、それだけの内容もありませんし、むしろなりまして、機電関係の者も採鉱関係がわかるように教育されておられます。それから採鉱関係にも機電の概論はわかるように教育いたしておられます。中小の監督の場合には一人で両方を見るところという方法をとっておりまして、しかし炭鉱の実情によりましては、もちろん機電関係、採鉱関係も二人なり三人なり入れまして、全体で五人、六人、ひどいときには七、八人くらいで同時の総合監督というものを実施しております。これはもう全然ないようなお話でございますが、これは特定の、全面的に詳細に見なければいかぬと部長が考えましたような山は、三人でも五人でも八人でも同時に巡回監督をしまして、いわゆる総合調査という形で綿密な調査をいたしております。これは余談になりますが、今、今回の上清炭鉱の災害に関しまして、あの上田鉱業には、まだほかに炭鉱が三つほどございますので、とりあえず現地の部長には、再びこんなような状態があらはれなうまいと、残り三つの山につきましては、今申し上げました総合調査をさそく実施するようにということを示したいと思っております。

○岡田(利)委員 それで私は今度の上清炭鉱の原因の方はなかなか問題がある。この原因が何であつたかというところが明らかになっていない段階にやないと思う。ただあれだけの出火によつて、七十一名の人間が死んだ間接的な原因というのは、大体私は明らかになつておるのじゃないかと思う。やはり第一点には、コンプレッサ室が完全な、われわれが常識で考えておる防火構造ではなかつた、それに伴うものが十分でなかつたということが、やはり何と云つても第一点にあげなければならぬと思ふのです。それから第二点は、日常の保安教育の面が非常に欠けておつたのではないかと、いう理由は、発見がおくれたとか発見した者がその火を消すために努力したとかいろいろ言ひますけれども、少なくとも炭鉱の坑内火災が起きた場合の処置というものは、初めから指揮系統なり、連絡機関なり対策なりというものが立てられていなければならぬ問題だと私は思ふのです。こういうのが今度の上清炭鉱の場合には全然なかつたと思ふのです。これがやはり間接的な第二の原因だと思ふのです。第三の場合には、いわゆる災害対策について、保安管理者を初め一貫した指揮が行なわれていなかった。個々ばらばらになつて行き違ひになつて時間が経過しておくれてしまつた。そういうような結果が七十一名の人間を殺さざるを得なかつた。こういうような間接的な原因があらはれると思ふのです。だから直接的な原因は別に、あのおずかな坑内火災で七十一名の人間が死んだというものは、そういう間接的な原因が非常に大きいのではないかと、むしろその方に問題があるのではないかと、もちろん発火しなければいけません。もちろん発

も、発火しても七十一名を死亡させるまでに至らなくても、普通われわれ炭鉱人として常識的に考えれば十分対策があつた、こういうふうに思ふのです。いかがですか。

○小岩井政府委員 災害の直接原因は別にいたしまして、遠因はどうかというお話でございますが、炭鉱の保安の責任は保安管理者にまかせてございませう。これは臨機に処置をとらなければならぬ関係で、もう一切の保安の責任は保安管理者に一応まかせてございませう。あの場合いろいろ連絡の方法、指揮の方法、そういった点で不備の点があるようにござんておりますけれども、この辺は十分現在調査しておりますから、やり方の悪い点が出てくれば当然現地で十分指摘すると思ひます。ただ消火に時間がかつたのではないかと、というお話がございまして、私どもは技術的な順序としましては、坑内で火災があらはれたときにはまず第一段階としては当然消火にかかる、それから消火にかかつてどうしても消えなければ密閉をする、それから密閉でもなおかつ、いけなければ注水をしてしまふ。従つてその間にその程度を保安管理者が判断いたしまして、消えるのか消えないのか、すぐ消えなければ直ちに退避の指示をする、そういった臨機の点は全部保安管理者に一応まかせてございませう。その管理者のやり方に悪い点があれば、当然現地で調査の結果指摘されるものと考えます。もう少し状況を待ちたい、このように考えております。

○岡田(利)委員 今の局長の答弁は、私は重大な問題があると思ふ。技術的にはなるほど火を消す場合には、そういう順序が考えられます。しかしのところどころで火災が起きた場合には、一番大事なのは坑内に入つておる者の避難の方が先じゃないですか。もちろん消すことも並行的に行なわれます。保安管理者としてはまずどうして退避させるか。大事に至らなければこれ幸いなんです。大事に至つても避難が先に行なわれれば七十一名も死ななかつたと思います。そこが僕は問題だと思ふのです。少なくとも人命を救ふ面からいって、災害が大きかろうが小さかろうが、火事があつたらみな一応逃げるのです。逃がすことが先なんです。それと外にいる者は火事を消す、こういうことが常識でなければいけません。そこが重大な問題があると思ふのです。その点、局長の考え方は私はどうも理解ができません。いかがですか。

○小岩井政府委員 もちろん、私の説明が少し足りなかつたかも知れませんが、技術的にはそういう順序であると同時に、保安管理者としては、これは簡単にすぐ消せないという断定なら、直ちに退避をさせなければいかぬわけなんです。その辺の考え方は一応保安管理者にまかせた以外にございませう。で、全責任を持たしておるわけではございませんが、調査の結果、非常に技術的にも指揮その他に落ち度があれば、もちろん現地でその点は指摘される、かように考えておりますので、もう少し実情を待ちたいと思ひます。

○岡田(利)委員 そういう点はあまり追及しませんが、局長、保安管理者というのは坑内の第一線にいるのではない。第一線にいるのは保安係員

あるいは職制上の管理者です。保安管理者というのは大体抗長クラスになっているわけですね。そうするとこれは常時丘におられるわけでしょう。だから結局その保安管理者の判断というのは、普通の場合は、保安係員の報告によって判断を下す以外にないでしょう。報告を受けて、それからこの下で、指示を受けて、災害の現場を見て、それから指示をするなんていうことは、実際問題として、災害の場合にはおそ過ぎるわけですよ。上清の場合は、坑外からバケツを持って入っておる形跡があるわけですよ。こういう点について私は非常に疑問に思ふ。だから、管理者の判断とすれば、管理者はまず消すことが先ですが、人命尊重の建前からいって、七十一名を助けて、あの炭鉱が燃えてもやむを得ぬじゃないですか。施設が痛ましいので、消すことに一生懸命になって、人の方はかまわない。今日はそうじゃない。人の命をいかにして安全にするか、これが先のことです。そのためにあの炭鉱が燃えてもやむを得ぬじゃないですか。実際そういう場合に遭遇すれば、炭鉱が燃えたってやむを得ないじゃないですか。七十一名が助かった方がいじゃないですか。そういう点で、私はこれ以上は追及しようとは思いませんけれども、やはり災害の場合には、放出ガスあるいはガス爆発の場合もそうですが、一応退避させるということが大原則でなければいけません。この点についてはいかがですか。

○小岩井政府委員 もちろん管理者の指揮あるいは命令の内容が、十分であったとは思えませんが、その間詳細に、どういう処置をとったかという点が、まだ十分明らかになっておりませんので、その点は一つもう少し後日にお願したい。ただ私が従来から懸念しておりますのは、豊州の場合もそうなんでありまして、連絡方法が、いつも電話が不通のような結果になっておりまして、その点非常に私も心配いたしておるのです。しかし、なかなか全員退避のうまい連絡方法がないのでありまして、いろいろ苦しい手を使ひまして、電灯の点滅なども使つておられますけれども、電灯のいってないところはわからないというような関係で、これは私どもの方でも相当研究をさせて、ほぼ見通しがついておるもので、必要な炭鉱には、多少強制的であつても、こういった十分な最新式の連絡警報の装置は、今後充実に参りたい、かように考えております。

○岡田(利)委員 もちろん法改正には、避難訓練の義務づけとか、あるいは今言つた緊急避難を知らせる器具をつけるとか、たくさんあると思うのです。ただ私が聞いておるのは、そういうものがあつたとしても、上清の場合には、保安係員が火災が衰えてから現場に入つておるわけですよ。入つた人間は死んでおるわけですが、そうすると、実際問題としてそれ以前にも、保安係員が入り得たわけでしょう。だから自分の施設を保護するという考え方が先であつて、いかにして働いておる者の安全をはかるかという措置が、常におくれているのじゃないかと思うのです。だから、あの場合といへども、坑内に絶対に入れない条件ではないわけですよ。あとから入つておるわけですよ。煙の出ているのは、一カ所だけなんです。それと問題なのは、誘導しなければ避難できないのが実態じゃないですか。あの坑道規模なり、入排気の系統から見ても非常に複雑であり、坑道が狭くて、傾斜も非常に急であるという場合には、係員が誘導しなければならぬという必要性があると思うのです。そういう点からいって、保安係員の配置についても、あそこ三名おつて、二名が死んで一名は所在がはつきりしていないのですが、そういう点からいって、保安係員の配置という問題については、あの場合再検討をしなければならぬと思う。ただ単に百五十人に一人の保安係員がおりればいいという問題ではなくして、やはり坑内の規模によつて保安係員の配置という問題があるんじゃないか。あるいは保安係員というものは、常にだれかが現場にいなければならぬという問題が実際あると私は思う。しかしこの点は、後日あらためて質問したいと思ひますから、そのときに譲りたいと思ひます。

○岡田(利)委員 最後の断が問題です。最後の断というのは実際問題としてあるのです。通産大臣として炭山とを言うのが最後の断ということになると思ひますが、そういうことが出来るか。あくまで行政指導のワケ外に出ることはできないじゃないですか。○小岩井政府委員 もちろん断を下すというのは、こういう方向にきめるといふことであります。私の申し上げておるのは、過去の例と申しますれば、東中鶴の例があるのでございますが、これはたまたま租炭権の炭鉱でありまして、期限が切れかけており、遺体の収容も一年半近くもかかったと思ひますが、相当長くかかって、もう金も

ことは困難だという内容になっておりまして、目下通産省としては、その調査団の報告によつて検討をいたしておられますが、大臣が、鉱業権者、あるいは遺族、あるいは組合、そういう方面からの意向を十分聞いて最後の判断を下す、かような説明をいたしたわけでございます。

○岡田(利)委員 しかし、今までの災害の例からいって、通産大臣が炭鉱するとかしないか、そういうケースがいろいろあります。国が委嘱した調査団の調査した結果の報告がこうだから、通産大臣として、これは当然炭鉱だ、こういう例がありましたか。

○小岩井政府委員 もちろん、大臣みずから決定したケースはございません。そうせざるを得ないような報告が出た場合に、鉱業権者、組合、特殊な場合には遺族といったような方面と十分相談いたしましたして、最後の断を下すわけでありまして。

○岡田(利)委員 最後の断が問題ですが、最後の断というのは実際問題としてあるのです。通産大臣として炭山とを言うのが最後の断ということになると思ひますが、そういうことが出来るか。あくまで行政指導のワケ外に出ることはできないじゃないですか。○小岩井政府委員 もちろん断を下すというのは、こういう方向にきめるといふことであります。私の申し上げておるのは、過去の例と申しますれば、東中鶴の例があるのでございますが、これはたまたま租炭権の炭鉱でありまして、期限が切れかけており、遺体の収容も一年半近くもかかったと思ひますが、相当長くかかって、もう金も

○岡田(利)委員 命令を出さなければ、なお悪いじゃないですか。火がついて燃えているわけですよ。あまり大きくならぬ火ですが、ほっておくとずんずん大きくなっていく火ですよ。そういう事実がはっきりして、それを確認しているわけでしょう。その場合経営者が対策を講じない場合、監督部として当然消火命令を出さなければいけません。出さないとすれば逆に怠慢じゃないですか。出して当然じゃないでしょうか。

は消化対策委員会というものが設置されておりますので、その委員会の方にかまかしてございますが、実は監督部か

らの報告では、監督部自身も消したい考えを持っていたようでありますが、現地の山の組合が非常に強く反対をいましておるようであります。実は現在のところでは、消火はそうむずかしい問題でないようであります。当初はもちろんごく簡単に消えるような状態であつたようですが、数日放置された関係で、かなり範囲は広がつて

消す方法は十二分にあると言つておりますが、現地の組合が非常に強硬に反對して、バケツ一ぱいでも水をかけることはならぬというような状態であるという報告を受けております。しかし、これがどんどん広がつて非常に困るというような場合には、もちろん現地としては通産局もございますし、関係のところもございまして、消化の手法をとる、かように考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員　もちろんこれは消火の方法をとってもらわなければならぬのですが、まだ廢坑になっておるわけじゃないから、そのいわゆる二百メートルの坑道は、やはり保安規則の適用を受けるわけです。当然、法の適用を受ける地域なんです。それを、もし言っても消さないということになると、これは法規違反じゃないでしょうか。坑内で自然発火かなにか知らぬが、発火していおるのに消さぬということは、保安法並びに保安規則違反じゃないですか。保安管理者あるいは鉱業権者として違反ではないですか。そうなれば、法規違反として明らかな態度をとらなければならぬと思うのですが、いかがですか。

全体制というのはこういう体制でやるべきだという具体的なことも、やはり指導しなければならぬと思うのです。そういう意味で、私はあの豊州のその後の坑内出火については、出火そのものも非常に重大な問題があるけれども、その措置が非常に疑問なわけですね。そういうことが許されるとするならば、大へんな問題になると思うのです。この点は現地から報告を聞いてあらためてやらなければ、ここでやっても、これ以上の結論はおそらく出ぬとも、これ以上ですが、いずれにしても、これはごゆっくりでも、具体的に監督官が立ち会っても、そういう場合にはやらなければならぬ仕事だ思うのです。が、その点はどうですか。

も上清も三井の鉱区を握つておつたのですから、ずつとあとから話し合ひがついて申請が出てゐるわけですが、しかし一時的にも盗掘をしておつたことは間違ひないですね、両方とも事実としては。なくなつた谷監督官の勸告内容にも、鉱業法違反であるということが出ておるはずなんです。そういうたしますと、こういう場合に保安監督部としては、これはもちろん石炭局にも関係ある問題ですが、保安監督部として、盗掘が明らかに認められておる場合に、そのうちに話がつくだらうということだけでそのまま認めておくべきものか、常識的な期限をつけてやはり断を下すべきものかどうか、その点はどうです。

とてあります。もちろん現実には加害者があったわけでもございませんし、鉦区が登録されたわけでもございませんから、違法性のあることは間違いないと思います。

○岡田（利）委員　最後に二、三点要望しておきたいと思えます。もちろん法改正の必要な面もあるわけですが、実際上の問題として、その山の安全がどのように守られているか、あるいは保安確保についてどういう努力がなされているか、こういう面についてもいろいろ自立的に保安管理者にゆだねられてはおりますけれども、たとえば保安委員会が規定に定めてあるように活動しているかどうか、そういうことが真剣に論議をされているかどうか、こういうことをやはり逐一報告することが必

○小岩井政府委員　もちろん監督部長としては最後にとると思います。しかし、現地の組合が相当強硬に反対していたおるようでございますから、反対を押して切つてまでやるのを少し控えておるのじゃないか、かように考えておりますので、これはどうしても消さななければならぬと意見が一致しますれば、当然処置をすることになると思います。

○小岩井政府委員　現在の坑道は、陥没をしました個所を修復いたしてあります。あの修復工事に対して、漏水があつてはいかぬというために作つてやるようでありまして、監視坑道になつておるわけです。要するに、ダム工事の監視をあの坑道からするということで、おまゝ通産局も監督部も、いわゆる鉱業として施業案によつてやっていますものですから、その辺にかなり懸念がある。

ます場合に、私の方の監督官としては、その出ている区域内に危険性があった場合指示ができるように、特に最近法を改正したたわけでありまして、従前ですと、鉦区外に出ました区域につきましては、私の方は監督する権限がなかったわけでありまして、しかし、法の改正によりまして、鉦区外に出ました区域でも危険性がある、その

要ではないか。あるいは保安規程は一度認可されればそのままになっている。あの認可をするときの条件というもの、保安規程についても十分な相格というか、ここまでやらなければならぬというものは、やはりなかなか行政上指導が困難な面があったではなかろうか。たとえば自主的にきめるコンプレッサについて、あるいはポンプについて、大半のようには見各國

○岡田利一委員 どうもその点が理解できないのです。あなたは、坑内で火災なり事故なりが発生した場合、監督部としては、当然危険だから命令を出す。現地の組合が聞かない、あるいは管理者も聞かない、聞かなければ、そのままはっておくのか。これは聞くときには問題ないですが、聞かないとほっておくのかということがあるわけですね。少なくとも技術的に危険だと言えうならば、事実的に説明してやらなければならぬでしょうし、あるいは、安

○岡田(利)委員　これで一応やめて、あらためて総合的に炭鉱災害の問題については質問したいと思いますが、最後に、豊州についてもあるいは土壌について、一時的監掘をされておいたことは間違いがありませんね。豊

危険性が特にものと、新鉦区の方に影響を持つてくるのだという認定がつけば、もちろん通常通りの指示が全部でできることになっております。あの場合にも、鉦区外に出ておりますから、もちろん法規上違反であります。従つて、監督官も、その点監督表に記載してございますから、その処置は当然つてられるではないか、かように考えておりますが、私どもの聞いておりますのは、通産局の方にも災害の二日くらい前の書類としては出ておるといふこ

をつけてある山もあるわけだ。こゝをいう面からいって、やはり大手、中小を問わず、保安規程についても、一度認可してもさらに再検討する面があるではないだろうか。これは現行法規でできる問題なんです。そういう保安規程について、局の方としては、特に中々炭鉱について再検討し、改正する必要がある。具体的に明示をしなければならぬというような面があれば、再度炭鉱保安委員会を開かして保安規程を審査

○田中(武)委員 それじゃこれは扱
いじゃないんですね。

○小岩井政府委員 ④扱いじゃなくて
けっこうでございます。押してきてし
まっておりますから、そのままお出し
したので、まだかという事で、私も
まだ見ないうちに差し上げたわけであ
ります。

○田中(武)委員 何か知らぬけれど
も、すつきりせぬですね。新たにもう
一ぺんやりましょう。

○加藤(清)委員 議事進行。私はこれ
からあなたの方が提案し、審議を要請
されております中小企業関係の三法
案について質問をしようと思います。

そこで説明員がすでに前から来て
待っております。わが党は理事二名、これ
で過半数に達しております。しゅっちゅ
う出席しております。また委員の数
も七名で、これも過半数以上でござい
ます。しかるにあなたの方は、なるほ
どいらっしゃるには違いないけれど
も、一人でございす。それでもって
協力してくれ協力してくれ、早く通し
てくれ、早く通してくれとおっしゃっ
て、一体どっちが無理でございすか。
おしまいきわになりますと、何
やら社会党だけが引き延ばし戦術に出
たから、それで延びた延びたというこ
を、世間に御発表になるようござい
ますが、一体どっちが熱心であるのか
はつきりしていただきたいのでござい
ます。かようなことを私は申し上げた
くなかったのでございますが、たび重
なるこのような状態には、もうかんに
ん袋の緒が切れたというところござ
います。これではとうてい協力はでき
ないのでございます。すでに大臣が来
ておられました折に、そのことは申し

上げてあるのであります。もしここで
われわれが否決したらどうします。

○中川委員長 お答えいたしますが、
委員長からたびたび要請したのです
が、ちょうど今商工部会か何か急に始
めたというのです。そういうわけで出
席がございせんから、御不満であり
ますれば、続行していただければ
散会したいと思ひます。

○加藤(清)委員 委員長が私の意見を
求められるのでなくして、私が委員長
の意見を求めておるのでございます。
このような状態であるとするならば、
これは保守党の方々は、失礼な言い分
ですけれども、果して中小企業に対す
る愛情があるのかないのか、また本委
員会を円満に運営するところの委員会
を愛する精神があるのかないのか、そ
れすらも疑われるのでありまして、ま
ことに遺憾のきわみであります。委員
会軽視もはなはだしいと言わざるを得
ないのであります。私どもは中小企業
も愛すれば、日本産業の伸展もこいね
がうがゆえに、毎日々々委員会のある
たびに全員まじめに出席しておるの
でございます。にもかかわらずこのよう
なことが繰り返し繰り返し、来る日も
来る日も行なわれておりましては、と
うてい私どもはたえられないのでござ
います。委員長の誠意ある御答弁と態
度を要望するわけでございます。

○中川委員長 委員長といたしまして
は自民党に再三出席を要望したのでご
ざいます。先ほど申し上げましたよ
うな理由で御出席がございせん。な
お重ねて自民党に対して注意をいたし
ます。

ちよっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○中川委員長 速記を始めて下さい。
本日はこの程度にとどめ、次会は十
七日金曜日午前十時より開会すること
とし、これにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

昭和三十六年三月二十三日印刷

昭和三十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局